

令和 8 年度 岐阜県立斐太高等学校

# 危機管理マニュアル

令和 8 年 8 月

|       | 安全担当<br>(保健主事) | 教 頭     | 校 長      |
|-------|----------------|---------|----------|
| 最終確認日 | 8 月 6 日        | 8 月 7 日 | 8 月 17 日 |

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 改訂履歴一覧                    | 1  |
| <b>I マニュアルの基本事項</b>       |    |
| A 危機管理マニュアルの目的と位置付け       | 2  |
| B 危機管理の考え方                | 2  |
| C 教職員・関係者等への周知等           | 2  |
| D マニュアルの保管方法              | 3  |
| E マニュアルの見直しと改善            | 3  |
| <b>II 事前の危機管理</b>         |    |
| A 地域、学校、学区の現状             | 4  |
| B 危機管理の前提となる危機事象等         | 4  |
| C 令和8年度 命を守る訓練実施概要        | 6  |
| D 平常時の危機管理体制              | 7  |
| E 点検                      | 8  |
| F 疾病者発生防止対策               | 9  |
| G 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止     | 9  |
| H 熱中症の予防措置                | 10 |
| I 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止   | 11 |
| J 犯罪被害防止に関する日常管理          | 11 |
| K インターネット上の犯罪被害防止対策       | 12 |
| L 校外活動における危機未然防止対策        | 12 |
| M 校内行事に際しての危機未然防止対策       | 12 |
| N 非常変災時の対策本部体制            | 13 |
| O 保護者への緊急連絡・通信手段          | 15 |
| P 教職員間の緊急連絡・通信手段          | 16 |
| Q 関係機関の緊急連絡先一覧            | 16 |
| R 通信・情報収集手段               | 17 |
| S 校内の備品・備蓄品               | 18 |
| <b>III 学校における生活安全</b>     |    |
| A 事故発生の対応（留意点、平日・休日、登下校中） | 19 |
| B 熱中症の対応                  | 22 |
| C 不審者侵入時の対応               | 24 |
| D 食中毒・感染性胃腸炎発生時の対応        | 25 |
| E インフルエンザ等の学校感染症への対応      | 26 |
| F 食物アレルギー緊急対応             | 27 |
| G 実技、実習、実験を伴う授業の安全確保や留意点  | 28 |
| H 犯罪予告・不審物の対応             | 28 |
| I 行方不明生徒の搜索               | 29 |

#### IV 交通安全

|           |    |
|-----------|----|
| A 交通事故の対応 | 30 |
|-----------|----|

#### V 自然災害

##### A 気象災害への対応

|                  |    |
|------------------|----|
| (1) 気象特別警報・警報発表時 | 31 |
| (2) 落雷、竜巻、突風等    | 32 |

##### B 地震への対応

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 南海トラフ地震                        | 33 |
| (2) 生徒の在校時に地震が発生した場合               | 34 |
| (3) 生徒の学校不在時、高山市もしくは生徒居住地に地震が起きた場合 | 35 |
| (4) 地震対応 フローチャート                   | 36 |

##### C 斐太高校および周辺で予測される自然災害について

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 個別の災害における情報源、連携先       | 39 |
| (2) 生徒の学校待機が危険な場合の避難場所について | 39 |
| (3) 避難経路図                  | 40 |

##### D 火災への対応

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 火災発生時の手順      | 40 |
| (2) 避難時の注意（職員の対応） | 41 |

|             |    |
|-------------|----|
| E 弾道ミサイルの発射 | 42 |
|-------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| F 野生動物（熊）の対応 | 43 |
|--------------|----|

#### 改訂履歴一覧

| 版 数 | 発行年月日     | 改訂概要                        |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 第1版 | 令和8年5月24日 | R7危機管理マニュアルを再点検、追加し第1版として発行 |
| 第2版 | 令和8年8月17日 | R8危機管理マニュアルを再点検、追加し第2版として発行 |
|     |           |                             |
|     |           |                             |
|     |           |                             |

# I マニュアルの基本事項

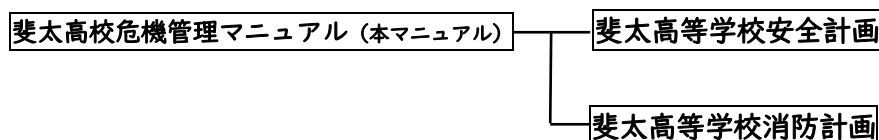
## A 危機管理マニュアルの目的と位置付け

### (1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

### (2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



## B 危機管理の考え方

### 危機管理の基本方針

生徒や教職員の命や心身に危険をもたらす様々な危険を未然に防止するとともに、万一災害・事故・事件が発生した場合に被害を最小限にし、適切に迅速に対応する。

### 危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であってはならない。災害・事故・事件はいつでもどこで誰に起こりうるか予想することが困難な場合がある。適切な対策をとることによって危機的発生状況を防止し、被害を最小限にすることになる。自然災害、感染症、食中毒、不審者侵入等に対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。

## C 教職員・関係者等への周知等

### (1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

#### ①年度当初の職員会議でマニュアル読み合わせ研修

（臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明）

#### ②職員会議等における季節ごとの周知

※全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

## (2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を以下のとおり周知するものとする。

### ①生徒

＊新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動

＊各種防災訓練

- ・本校で想定される事故・災害等
- ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が意識すべき事項
- ・事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動

### ②保護者

＊新入生保護者説明会、PTA総会で説明

- ・本校で想定される事故・災害等
- ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項
- ・事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

※適切な時期に、「すぐーる」にて防災情報を発信する。

## (3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会や学校安全衛生委員会における協議の場を通じて、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

## D マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

### ①本マニュアル保管場所・保管方法

- ・電子データ：斐太高校文書共有 「保健厚生」→「防災」→「危機管理マニュアル」フォルダ内
- ・冊子（紙）：校長室・職員室（教頭席）・非常用持出袋

## E マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善すること、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

### ①定例見直し

- ＊毎年度当初、及び人事異動があったとき
- ＊各種訓練・研修等を実施した後
- ＊学校運営協議会において関係機関と協議したとき

### ②随時見直し

- ＊高山市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき
- ＊各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

## Ⅱ 事前の危機管理

### A 地域、学校、学区の現状

#### (1) 地域の特徴

本校の位置する高山市は、岐阜県の北部に位置し、全国の市区町村で、最も面積が広い。市の東側には飛騨山脈、西側には両白山地がそびえ、中心市街地は険しい山に囲まれた高山盆地にある。市の中心に宮川が流れている。標高が高いものの盆地であるため夏の最高気温は高く、近年は真夏日も多い。冬は寒さが厳しく、1,2月の月平均気温は氷点下で、山間部は豪雪地帯である。過疎化が進み人口は減少傾向にある。

#### (2) 地域の災害履歴

##### 【風水害・土砂災害】

| 年月日      | 被害状況等                                                                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年7月8日 | 人的被害：なし<br>住家 73 棟、非住家 33 棟、道路・橋梁河川 338 箇所、農地他 383 箇所、<br>林業施設 634 箇所、水道断水 371 戸の被害。<br>国道 41 号線の崩落、JR 高山線では路線への土砂流入が 12 箇所が発生。 |

##### 【地震災害】

なし

##### 【その他の事故・火災等】

なし

#### (3) 学校、学区の現状

本校は高山市の北部に位置している。校舎の裏山は土砂災害の危険があり、現在、国の指定工事が行われている。グラウンド横には大八賀川が流れており、水害の危険性もある。

学区は高山市、飛騨市、下呂市、白川村の飛騨地域全土であり、JRやバスを利用して、遠方から通学している生徒も多い。郡上市など地区外の生徒も数名おり、親元を離れて下宿生活をしている。

全校生徒687名。自転車通学者が全体の約6割を占めている。

### B 危機管理の前提となる危機事象等

#### (1) 地震災害

高山市都市政策部 建築住宅課によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている規模等は、以下のとおりである。（南海トラフ地震：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

##### 想定地震及び地震の規模

|        |                |
|--------|----------------|
| 高山断層帯  | マグニチュード：7.8 程度 |
| 国府断層帯  | マグニチュード：7.9 程度 |
| 阿寺断層帯  | マグニチュード：7.8 程度 |
| 跡津川断層帯 | マグニチュード：7.2 程度 |

#### (2) 洪水等による浸水被害

高山市の発行する「高山市ハザードマップ」浸水想定区域（L2）3～5m（2024年6月発行）によると、本校周辺は、1000年に1回の割合で起こる大雨により河川が氾濫する危険性があると示されている。（次頁参照）

#### (3) 土砂災害

上記ハザードマップによると、本校周辺では、裏山斜面において「急傾斜崩壊のおそれ」に指定されている。（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）現在、対策工事が行われている。



#### (4) その他、本校で想定される危機事象

| 分 類         |                 | 内 容 (例)                     |
|-------------|-----------------|-----------------------------|
| 学習活動等       | 学習活動            | 運動時、実習・実験、校外活動中の事故          |
|             | 学校行事<br>特別活動    | 修学旅行、学校行事等での事故              |
|             | 部活動             | 熱中症による入院、運動時の事故             |
|             | その他の活動          | 学校施設利用中の事故、所在(行方)不明事案       |
| 登下校         | 交通事故            | 死傷事故等                       |
|             | 不審者             | 不審者による声かけ、わいせつ行為等           |
| 健 康         | 感染症             | インフルエンザ、コロナウイルス等の集団感染       |
|             | アレルギー           | 食物アレルギーによるアナフィラキシー等         |
|             | 食中毒             | 遠征先または購入物による集団食中毒、異物混入等     |
| 問題行動等       | 非行少年等           | 万引き、暴力、深夜徘徊、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用  |
|             | いじめ             | いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷     |
| 災 害         | 火災・自然災害         | 火事、地震、風水(雪)害、原子力災害等         |
| 施設設備        | 施設設備            | 施設の保守管理・修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故 |
| 教 職 員       | 不祥事             | 教職員の不祥事(飲酒運転、暴力行為、セクハラ等)    |
|             | 健康管理            | 心身の不調による業務への影響              |
|             | 事故              | 交通事故                        |
| 情 報         | 個人情報            | 個人情報の漏洩、CPウイルス対策、不正アクセス     |
| 新たな危機<br>事象 | 軍事攻撃、テロ<br>野生動物 | 弾道ミサイル、爆破予告、熊、カモシカ          |

#### (5) 避難所等の指定状況

| 指定緊急<br>避難場所 | 地 震 | 土砂災害 |     | 洪 水  |      |
|--------------|-----|------|-----|------|------|
|              |     | 土石流  | 急傾斜 | 洪水L1 | 洪水L2 |
| 斐太高等学校       | ○   | ○    | ×   | ○    | 3    |

○：開設候補避難施設    ×：被害の恐れのある避難施設    3：3階以上の居室が利用可能

[斐太高等学校：指定緊急避難場所・要配慮者利用施設]

### C 異なる危険を想定した「命を守る訓練」の実施時期・内容

| 月 日       | 内 容                        | 備 考          |
|-----------|----------------------------|--------------|
| 4/24(木)   | 第1回防災クイズ・避難経路の確認・帰着確認メール訓練 | ・大雨・洪水・地震・火災 |
| 8月26日(火)  | 第2回シェークアウト訓練               | ・地震対応        |
| 10月30日(木) | 第3回火災を想定した避難訓練             | ・高山消防署協力依頼   |

## D 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会を捉えて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

### < 校内安全委員会 >



※事故、災害が発生した場合、臨時的校内安全委員会を開催し、検証を行い、再発防止策を検討し改善を図る。

## E 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

### (I) 危険箇所の把握

#### ● 安全点検（毎月1回 教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

### 令和〇年度 安全点検カード 【提出〆切 毎月27日】

| NO | 点検者 | #N/A | 点検場所 | #N/A |
|----|-----|------|------|------|
|----|-----|------|------|------|

I ①～②⑤項目のうち、該当する点検事項について点検をし、○×のチェックをお願いします。

| 点 検 事 項                         | 点検月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|---------------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|
|                                 | 点検日 | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  |
| ① 出入口の戸、窓枠、窓ガラス、鍵などに異常、破損はないか   |     |    |    |    |    |    |    |
| ② 天井に異常、破損はないか                  |     |    |    |    |    |    |    |
| ③ 床面に異常、破損はないか                  |     |    |    |    |    |    |    |
| ④ 壁面に異常、破損はないか                  |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑤ ロッカーなどの転倒、物の落下などの危険はないか       |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑥ コンセント、スイッチ、分電盤等電気設備に異常はないか    |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑦ LED照明器具に異常、破損または光量不足はないか      |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑧ 冷・暖房機やシーリングファンに異常、破損はないか      |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑨ 椅子、机に破損はないか                   |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑩ カーテン・ブラインドはきちんと取り付けであるか       |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑪ 廊下、階段、踊り場に危険な箇所はないか           |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑫ 階段の滑り止めが摩耗、損傷してないか            |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑬ 非常口・防火扉はすぐ開閉できるか（物が置かれていないか）  |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑭ ガス栓、ガス管に異常はないか                |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑮ 水道設備に異常はないか                   |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑯ 排水の不備な場所はないか                  |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑰ 換気扇は正常に機能しているか                |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑱ 便器等に異常、破損はないか                 |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑲ ステージの照明器具、幕、ロープ、ワイヤー類の危険はないか  |     |    |    |    |    |    |    |
| ⑳ フロアー等、金具蓋が破損し、外れていないか         |     |    |    |    |    |    |    |
| ㉑ サッカー、ハンドボールのゴールポスト類の保全是十分か    |     |    |    |    |    |    |    |
| ㉒ 金網、ネットに破損や腐食などの箇所はないか         |     |    |    |    |    |    |    |
| ㉓ 門扉、ブロック塀、グラウンドへの通路などに危険箇所はないか |     |    |    |    |    |    |    |
| ㉔ 危険箇所への表示は十分か                  |     |    |    |    |    |    |    |
| ㉕ 通行の妨げになる物の放置などはないか            |     |    |    |    |    |    |    |

II 危険（修繕）箇所がある場合は、状態を詳しく記入してください。

|    |  |
|----|--|
| 4月 |  |
| 5月 |  |
| 6月 |  |
| 7月 |  |
| 8月 |  |
| 9月 |  |

※ 毎月27日までに点検を行い、「安全点検カード」は職員室のアレンジャーの上にある回収BOXへご提出ください。

## (2) 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

## (3) 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- ・安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- ・安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- ・安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か。  
（緊急修理、立入禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）
- ・これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか。  
（危険箇所が放置されていないか）

# F 疾病者発生防止対策

## 健康管理の方法等

- ・健康診断結果の活用
- ・学校生活管理指導表による指導・配慮
- ・日常の健康観察（観察時期、観察主体、観察の観点・ポイント）
- ・体育的行事における事前・当日のチェック 等

## 児童生徒等への指導内容

- ・自らの体調管理・体調チェック
- ・危険箇所・危険行為、及び安全のために取るべき行動 等

# G 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

## (1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ① 個人（スポーツを実践している人）の要因
- ② 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ③ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ④ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

※顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

## (2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

- 基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。
- 過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。
- 長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。
- 自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

## H 熱中症の予防措置

### (1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

### 熱中症予防運動指針

| WBGT<br>℃ | 湿球<br>温度<br>℃ | 乾球<br>温度<br>℃ |                           |                                                                                      |
|-----------|---------------|---------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 31        | 27            | 35            | <b>運動は原則中止</b>            | 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。                                                     |
| ▲<br>▼    | ▲<br>▼        | ▲<br>▼        | <b>嚴重警戒</b><br>(激しい運動は中止) | 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。 |
| 28        | 24            | 31            | <b>警戒</b><br>(積極的に休憩)     | 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。                           |
| ▲<br>▼    | ▲<br>▼        | ▲<br>▼        | <b>注意</b><br>(積極的に水分補給)   | 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。                          |
| 25        | 21            | 28            | <b>ほぼ安全</b><br>(適宜水分補給)   | 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。                        |
| ▲<br>▼    | ▲<br>▼        | ▲<br>▼        |                           |                                                                                      |
| 21        | 18            | 24            |                           |                                                                                      |

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。

2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。  
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。  
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

日本スポーツ協会HPより

## (2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

|         |                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境の留意点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</li> <li>・急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。</li> </ul>                                                                                                |
| 主体別の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li> <li>・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。</li> <li>・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</li> <li>・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。</li> </ul> |
| 運動中の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。</li> <li>・水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li> <li>・休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</li> </ul>                                       |

## (3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

## I 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

- ・対応委員会を設置し、定期的に研修会を実施する。
- ・緊急対応が必要な生徒を把握し、情報を職員で共有する。
- ・必要に応じて保護者との面談を実施し、個に応じた緊急対応を決める。
- ・アドレナリン自己注射（エピペン）・内服薬の管理方法を定める。
- ・症状を観察する時には、症状チェックシートを活用する。
- ・主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

## J 犯罪被害防止に関する日常管理

| 段 階       | 具 体 的 な 方 策                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ①校門       | 校門の施錠・防犯カメラでの監視（生徒支援室）・管理当番による解錠・施錠                                           |
| ②校門から校舎入口 | 来客駐車場の利用。各教務室からの確認。（生徒支援室・教育相談室・体育職員室）                                        |
| ③校舎への入口   | 正面玄関：ドア開閉時のチャイム。事務部による受付管理。来訪者名札の着用。<br>生徒玄関：生徒登校完了後、ドアを施錠する。遅刻・早退生徒には職員室で対応。 |

## K インターネット上の犯罪被害防止対策

- ・合格者説明会で、保護者、生徒への注意喚起。
- ・入学時における携帯電話校内使用届の提出を通して、家庭において親子で使用のルールを話し合う。
- ・外部講師を招いて、情報モラル講話を実施。
- ・PTA総会時に警察署職員を講師に招き、保護者に対して情報モラル講話を実施。
- ・情報モラルチェックを年2回実施し、自身の使用状況を振り返る。

## L 校外活動における危機未然防止対策

校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。

### 【校外活動全般】

- ・事前の打ち合わせで、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- ・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- ・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。
- ・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。
- ・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。
- ・配慮が必要な生徒への対応について検討する。

### 【食に関する活動】

- ・食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。
- ・宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。
- ・宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。

## M 校内行事に際しての危機未然防止対策

### （1）事前準備

- ・学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- ・行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）

### （2）校内行事当日の対応

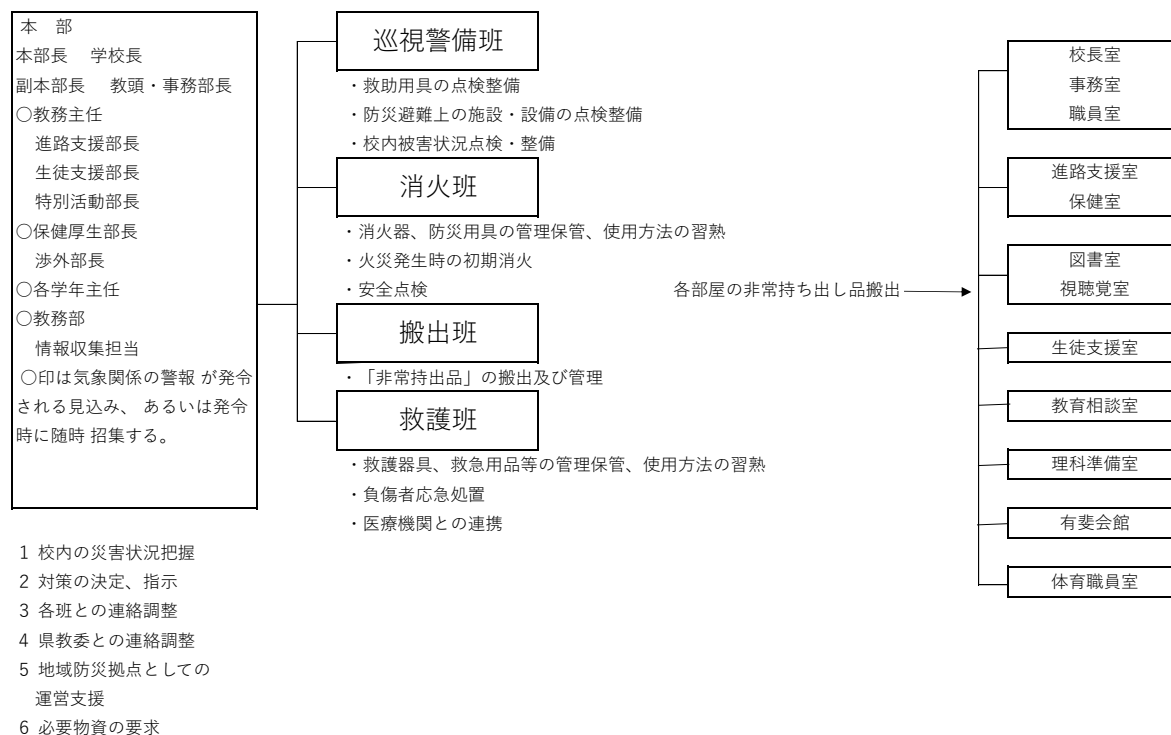
#### 【来校者対応】

- ・受付時に氏名を記入してもらう。
- ・来校者シールを見えるところに貼ってもらう。
- ・行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、保護者シールを身に付けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- ・行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

# N 非常変災時の対策本部体制

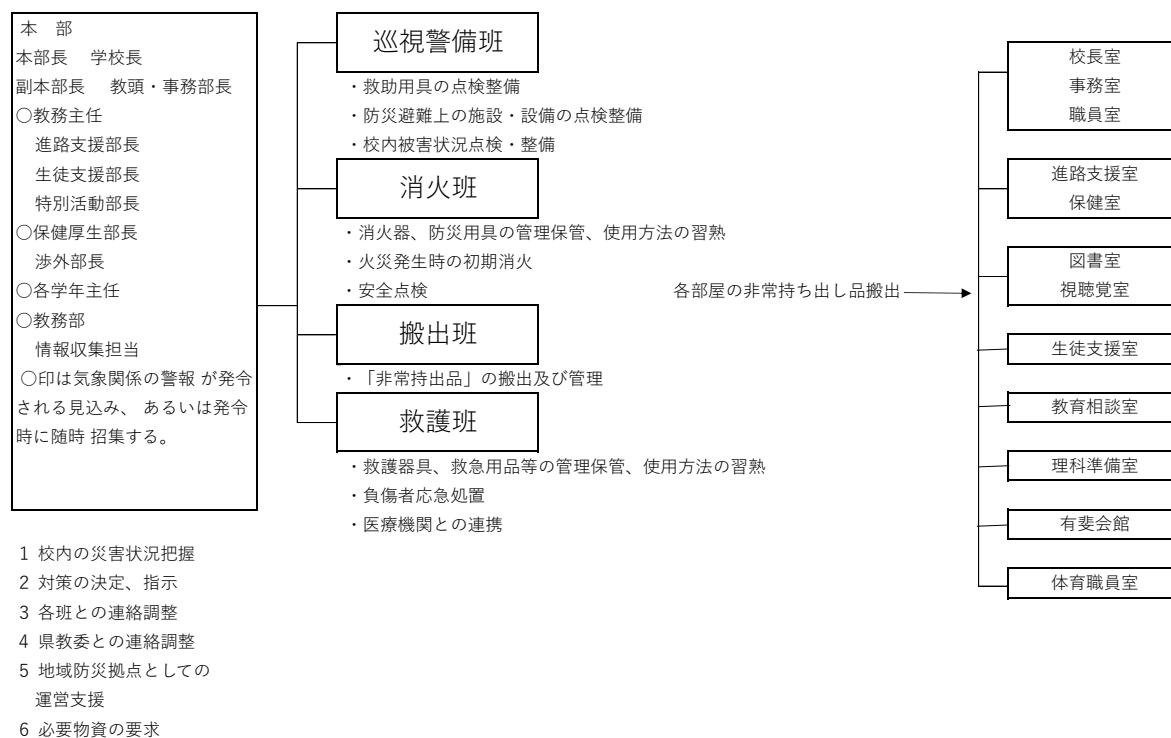
令和 8 年度非常変災時対応（自衛防災）組織体制【休日・夜間】

岐阜県立斐太高等学校



令和 8 年度非常変災時対応（自衛防災）組織体制【休日・夜間】

岐阜県立斐太高等学校



## 事故・災害発生時の対策本部体制と対応

| 項 目                                                                                    | 具 体 的 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○発生源への緊急対応                                                                             | <input type="checkbox"/> 事件・事故・災害の発生原因の早期除去<br>[不審者の侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など]                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ○指揮総括<br>【危機管理委員会】<br>[危機管理責任者]<br>・校長<br>[危機管理推進委員]<br>・教頭、事務部長                       | <input type="checkbox"/> 事件・事故・災害概要の迅速な把握<br><input type="checkbox"/> 生徒や教職員の安全確認<br><input type="checkbox"/> 情報収集（情報の一元化）と共有<br><input type="checkbox"/> 危機管理委員会の立ち上げ<br><input type="checkbox"/> 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請<br><input type="checkbox"/> 的確な意思決定と指示<br><input type="checkbox"/> 報道対応（窓口の一本化）                                  |
| ○危機管理<br>【危機管理委員会】<br>校長、教頭、事務部長、<br>教務主任、生徒指導主<br>事、進路指導主事、渉外<br>部長、保健主事、学年主<br>任等関係者 | <input type="checkbox"/> 教職員への緊急連絡と招集<br><input type="checkbox"/> 生徒の避難誘導と安全確保<br>・生徒を発生源から遠ざけ、不安を軽減<br>・安全確認、点呼<br><input type="checkbox"/> 重要物品の搬出<br><input type="checkbox"/> 警察官、救急隊員等を現場に誘導<br><input type="checkbox"/> 保護者への緊急連絡〈保護者担当〉<br><input type="checkbox"/> 情報収集・整理、コメント作成〈報道担当〉<br><input type="checkbox"/> 時系列での記録〈記録担当〉      |
| ○ケア対応<br>【心のケア班】<br>教育相談、保健主事、養<br>護教諭、学年主任、学校<br>医、担任・副担任等                            | <input type="checkbox"/> 負傷者、ハイリスク生徒の迅速な把握<br><input type="checkbox"/> 応急手当〔心肺蘇生法、A E D〕<br><input type="checkbox"/> 病院への搬送とアフターケア<br><input type="checkbox"/> 生徒の不安の軽減<br><input type="checkbox"/> ハイリスク生徒、保護者の把握<br><input type="checkbox"/> ケア計画の作成<br><input type="checkbox"/> 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等<br><input type="checkbox"/> 学校医等への連絡 |

緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

### 危機管理責任者一覧

危機管理責任者は**学校長**。校長は、気象状況やその他の状況の把握に努め・非常変災時における生徒の安全確保、休校や授業中止の適切な処置をとる。

校長不在時は下記の通り。

①教頭 ②事務部長 ③教務主任 ④生徒指導主事 ⑤保健主事

職員の配置は以下の通り。

|                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| 校長が指名した災害対策委員（校長、教頭、事務部長を含む） |                                |
| 勤務時間内                        | 直ちに配備につく。                      |
| 勤務時間外・出張中                    | 直ちに所属校に赴き配備につく。                |
| 一般教職員                        |                                |
| 勤務時間内                        | 校長の指示に従い、対策等の実施（補助）に当たる。       |
| 勤務時間外・出張中                    | 校長の指示（「自宅待機」「学校に参集」等）に従って行動する。 |

## ○ 保護者への緊急連絡・通信手段

### (1) NTT「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

- ・家庭から学校へ問い合わせたい場合

171 ➡ 2 ➡ 0577-32-0075（斐太高校）（必ず市外局番を）

※ガイダンスに従って、行ってください。

- ・家庭へ問い合わせたい場合

171 ➡ 2 ➡ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（必ず市外局番を）

※ガイダンスに従って、行ってください。

- ・家庭へ自分の安否を知らせたい場合

171 ➡ 1 ➡ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（必ず市外局番を）

→「よう子です。家族は無事で、西小学校へ避難しました。」

※ガイダンスに従って、行ってください。

### (2) 「すぐーる」での情報連絡を行う。

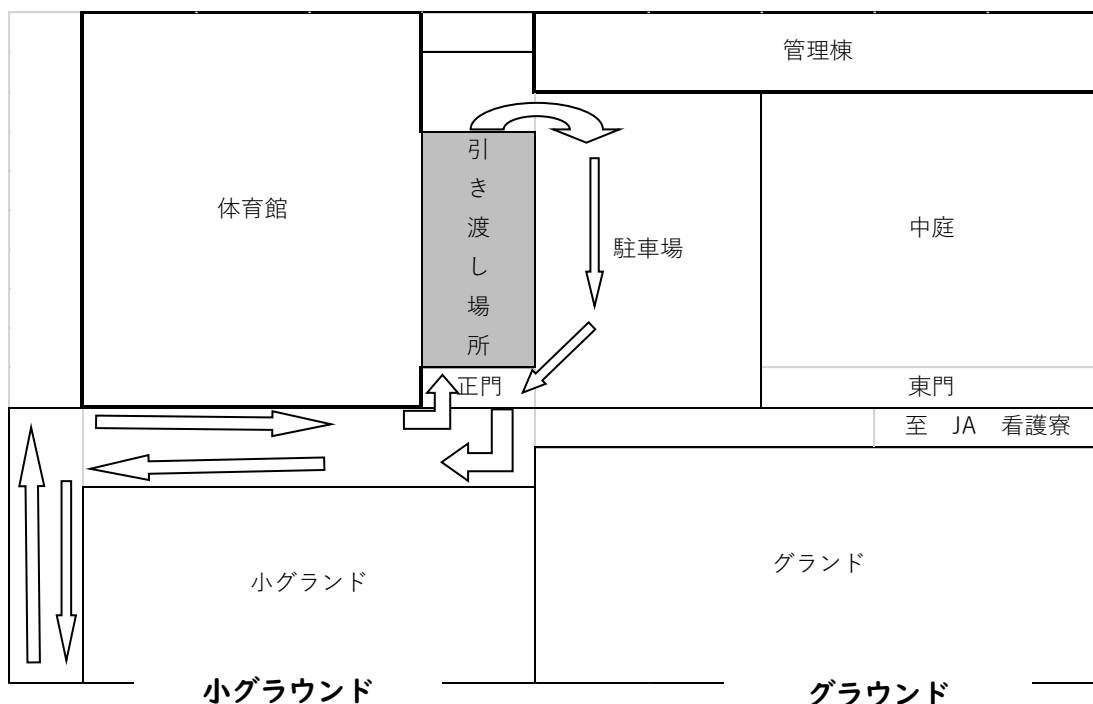
- ・生徒を下校させる判断が下された場合は、非常変災時の対応に準ずる。

### (3) 保護者への引き渡し

- ・保護者が迎えに来る生徒に、引渡カードを渡し必要事項を記入させる。
- ・引き渡し場所（生徒玄関）に受付を設置し準備する。（机・筆記用具・名簿）
- ・引き渡しには、担任と待機生徒の指導に当たっている職員が対応する。十分安全に配慮する。
- ・原則として保護者に引き渡す。その際、名簿にチェックし、引渡カードに保護者のサインをもらい、保護者の署名をした引渡カードを受け取る。

引き渡しカード（例）

|             |         |       |  |        |     |
|-------------|---------|-------|--|--------|-----|
| 氏 名         |         | 性別    |  | 年・組    | 年 組 |
| 保 護 者 名     |         | 関 係   |  | 電 話    |     |
| 兄 弟 姉 妹     | 年 組（請）  |       |  | 年 組（請） |     |
| 緊 急 連 絡 先   | 連絡先の名称  |       |  | 電 話    |     |
| 迎 え 人 氏 名   |         | 関 係   |  |        |     |
| 引 き 渡 し 日 時 | 月 日 時 分 | 職 員 名 |  |        |     |



#### (4) 安否確認(帰宅確認)の方法

下校をした生徒についての帰宅確認を以下の方法で行う。日頃から、できるだけ複数の連絡方法を準備しておく。確認は担任および学年団が中心として行い、保健厚生部が集約し学校長に報告する。なお、各学年に1名の帰宅確認の主務者を置く。主務者は学校より約10キロ以内に居住し、自宅が比較的安全な場所に立地している職員を充てる。

何らかの災害により学校が所在する地域に避難勧告等が出され、避難する必要がある場合や職員の居住地域が被災する場合があることも念頭に置く。また、災害の収束後に登校した際に被災状況の調査を行う。

#### 【「すぐる」による安否確認(帰宅確認)】

- ①下校の連絡メールを生徒本人と保護者に送付する。メールには以下の回答を添える。  
「帰宅しました(安全確保)」 「帰宅途中です(安全確保)」 「帰宅途中です(危険な状況)」
- ②生徒本人もしくは保護者の「帰宅しました(安全確保)」の回答により、帰宅確認とする。
- ③確認のできない生徒については保健厚生部と担任または各学年の主務者により帰宅確認を行う。  
その際、自宅の電話を含む他の方法を利用する。
- ④「帰宅途中です(安全確保)」の回答の場合、本人もしくは保護者との連絡の上、身の安全確保ができていない場合は帰宅確認とみなす。(被災状況によっては帰宅できない場合がある)

#### 【安否確認(帰宅確認ができない場合)】

- ①関係諸機関に速やかに連絡を取る。(消防、警察、自治体、公共交通機関等)
- ②大規模災害の場合、当日の確認はできないことが考えられる。翌日以降の確認を念頭に置く。

## P 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、「すぐる」配信を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を活用する。

## Q 関係機関の緊急連絡先一覧

### (1) 公的機関

|                |                  |                  |
|----------------|------------------|------------------|
| ○高山警察署         | 電話：0577-32-0110  |                  |
| ○高山消防署         | 電話：0577-32-0119  |                  |
| ○県教育委員会        | 電話：058-272-1111  |                  |
| ・学校安全課         | 電話：058-272-8853  | FAX：058-278-2825 |
| ・体育健康課         | 電話：058-272-8768  | FAX：058-278-3542 |
| ○高山市危機管理課      | 電話：0577-35-3345  | FAX：0577-35-3174 |
| ・飛騨市危機管理課      | 電話：0577-62-8902  | FAX：0577-73-6373 |
| ・下呂市役所         | 電話：0576-24-2222  | FAX：0576-25-3250 |
| ・岐阜県危機管理政策課    | 電話：058-272-1120  | FAX：058-278-2524 |
| ○濃飛バス 高山営業所    | 電話：0577-32-1160  |                  |
| ○JR東海テレフォンセンター | 電話：050-3772-3910 |                  |

### (2) 医療機関

|          |                 |
|----------|-----------------|
| ○高山赤十字病院 | 電話：0577-32-1111 |
| ○久美愛厚生病院 | 電話：0577-32-1115 |

#### 【学校医】

|              |              |
|--------------|--------------|
| 片岡内科医院       | 0577-34-7039 |
| 岩堤医院         | 0577-34-5188 |
| 河野ファミリークリニック | 0577-32-1207 |

#### 【学校歯科医】

|     |              |
|-----|--------------|
| 西歯科 | 0577-34-0524 |
|-----|--------------|

#### 【学校薬剤師】

|        |              |
|--------|--------------|
| 大林調剤薬局 | 0577-36-3121 |
|--------|--------------|

## R 通信・情報収集手段

インターネットの不具合を念頭に防災ラジオを常備しておく。

【岐阜県総合防災ポータル】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>  
 【ぎふ土砂災害警戒情報ポータル】 <http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/>  
 【岐阜県川の防災情報】 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>  
 【洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧】  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html>  
 【ぎふ山と川の危険箇所マップ】 <https://kikenmap.gifugis.jp/>  
 【ぎふ川と道のアラームメール】（岐阜県 河川課）  
 （ＰＣから） <https://service.sugumail.com/gifu/member/>  
 （携帯から） [t-gifu@sg-m.jp](mailto:t-gifu@sg-m.jp) へ空メールを送信  
 【レーダー・降水ナウキャスト】 <https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html>  
 【気象警報・注意報（岐阜県）】 [https://www.jma.go.jp/jp/warn/328\\_table.html](https://www.jma.go.jp/jp/warn/328_table.html)  
 【土砂災害警戒判定メッシュ情報】 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>  
 【土砂災害警戒情報】 [https://www.jma.go.jp/jp/dosha/328\\_index.html](https://www.jma.go.jp/jp/dosha/328_index.html)  
 【洪水警報の危険度分布】 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>  
 【大雨警報（浸水害）の危険度分布】 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>  
 【防災情報】（気象庁）  
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>  
 【川の防災情報】（国土交通省）  
<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do?init=init&gamenId=01-0101&fldCtlParty=no>  
 【内閣府 防災情報のページ】 <http://www.bousai.go.jp/>  
 【道路情報】 <https://douro.pref.gifu.lg.jp/>  
 災害発生時における道路通行状況についての情報提供  
 ・通れるマップ（国交省）  
 ・通れた道マップ（トヨタ）  
 ・インターナビ通行実績情報マップ（ホンダ）等  
 【ＪＲ東海運行状況】 <https://traininfo.jr-central.co.jp/zairaisen/index.html>  
 【岐阜県の火山と防災対策】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7169.html>  
 【弾道ミサイル落下時の対応について】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>  
 【南海トラフ地震臨時情報関係】（岐阜県 危機管理部）  
 ・南海トラフ地震臨時情報について  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18908.html>  
 ・岐阜県地域防災計画（地震対策計画）  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6902.html>

|            | 洪水災害                                                                                                                    | 土砂災害                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象        | 大八賀川（三福寺地点）宮川（高山地点）                                                                                                     | 本校北側の裏山（三福寺）特別警戒区域                                                                                                               |
| 情 報<br>予 兆 | 高山市に洪水警報 2 地点の水位上昇<br>高山市より氾濫警戒情報⇒氾濫危険情報により移動開始<br>高山市防災行政無線（避難指示）<br>状況を見て、避難指示を待たずに移動することもある。                         | 土砂災害警戒情報に留意する<br>・がけの表面に水が流れ出す。噴き出す。<br>・小石がパラパラと落ちる。水が濁る。<br>・がけの樹木が傾く。根の切れる音がする。<br>・樹木の倒れる音。斜面に割れ目が見える。<br>・斜面がふくらみだす。地鳴りがする。 |
| 連絡先        | 高山市総務部 危機管理課 電話：0577-35-3345 ファクス：0577-35-3174<br>高山消防署 0577-32-0119                                                    |                                                                                                                                  |
| H P        | <a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/index.html#/water_1">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/index.html#/water_1</a> |                                                                                                                                  |

# S 校内の備品・備蓄品

## (1) 停電時の対応

小型発電機（用務員室、持ち運び可）は事務室の電源に対応。大型発電機（武道場前）は体育館の電源に対応。使用マニュアルは事務保管。操作は教頭の指示により、用務員が行う。また、用務員が行えない場合は事務部長、教務主任、保健主事のいずれかが担当する。

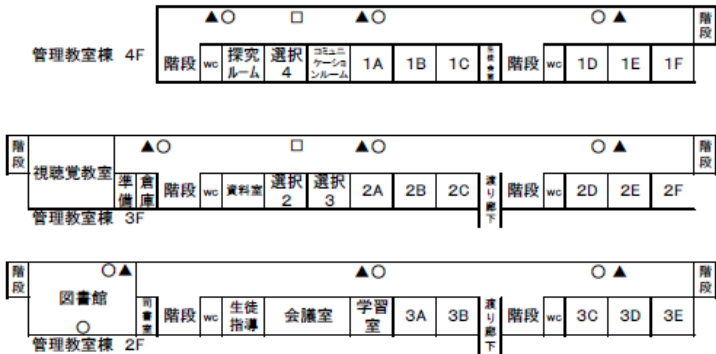
## (2) 備蓄品・防災用具一覧（1年に1回の点検を行う）

|   | 防災備品                     | 数量（生徒1人あたり）            | 保管場所                        | 備考                                     |
|---|--------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 1 | 非常食・飲料水<br>簡易トイレ<br>生理用品 | 1箱(9食)9本(500mm)        | 有斐会館・武道場横倉庫<br>有斐会館<br>有斐会館 | 3年有斐会館・<br>1・2年倉庫<br>職員用食料、飲料は<br>有斐会館 |
| 2 | 保温シート                    | 900枚                   | 有斐会館                        |                                        |
| 3 | 無線機                      | 8台                     | 生徒支援室                       |                                        |
| 4 | ヘッドランプ                   | 2台                     | 事務室                         |                                        |
| 5 | 拡声器                      | 5台                     | 体育職員室                       |                                        |
| 6 | 工具セット                    | 1セット                   | 事務室                         |                                        |
| 7 | 土砂対策                     | 一輪車10台<br>スコップ15 ツルハシ5 | 用務員室棟の軒下                    |                                        |
| 8 | 灯油ストーブ                   | 21台                    | 有斐会館20台<br>用務員室1台           | ダルマ式                                   |

## (3) AED設置場所（4ヶ所）

- ・本館棟1階保健室前
- ・本館棟1階職員室前
- ・特別棟1階出入口
- ・体育職員室前（外）

## 消火器・消火栓・救助袋 設置箇所



## (4) 担架設置場所（4ヶ所）

- ・体育館
- ・保健室
- ・3階渡り廊下
- ・職員室前

## (5) 消火器の設置場所

- ・右図参照

## (6) 防火扉の設置場所

- ・本館棟 1～4階 東西階段
- ・特別棟 1～4階 東西階段

## (7) 防災用ラジオ

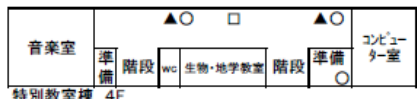
- ・体育教官室に高山市無線付き  
防災用ラジオあり（1台）

## 3台

※生徒指導主事が定期的に点検し報告（8）防犯カメラ

①正門 ②生徒玄関 ③駐輪場

| 種類        | 数量   |
|-----------|------|
| ● 消火器(蓄圧) | 2本   |
| ○ 消火器(加圧) | 48本  |
| ▲ 消火栓     | 23箇所 |
| □ 救助袋     | 4基   |



### Ⅲ 学校における生活安全

学校では、危険が発生しないように生徒の体調や健康状態を把握し、無理のない計画を立てて事故防止に努めなければならない。しかし、すべてを防げるものではない。もし、発生した場合は、的確な判断に基づいた救急体制が必要である。「事故が起こった時にどう対応するか」がとても重要である。

#### A 事故発生への対応（一次救命処置・救急搬送の手順・留意点、平日・休日、登下校中）

##### （１）事故発生への対応について配慮すべきこと（留意点）

###### ① 事故発生時の状況把握

- ・緊急事態発生時は、生徒による状況説明は十分でないことを考慮し、周囲の状況・情報から慎重に検証する。決して、憶測・推測はしない。

###### ② 応急処置と医療機関への搬送

- ・学校のみでの対応でよいのか、医療機関に搬送するかは慎重に判断する。本人が大丈夫と言っても、安易な判断によって事態を悪化させることがあることを常に意識し、事故の状況をできる限り正確に判断する。

###### ③ 明らかに重大な事故の場合

- ・管理職不在時や遠征先で、明らかに命にかかわるような場合は、担当者の判断で迷わず 119 番通報する。（例：意識がない、大出血、心臓・呼吸停止など）

###### ④ 重大事故で報道や訴訟への対応が必要な場合に備えて

- ・大きな事故の場合は、速やかに県教委へ第 1 報を入れる。送付先は管理職に確認する。

**学校安全課**（交通事故、自然災害や火災・犯罪関連等の事故の場合）

電話番号：058-272-8853 FAX：058-278-2825

**体育健康課**（アレルギー等の持病、感染症、食中毒、異物混入の場合）

電話番号：058-272-8768 FAX：058-278-3542

##### （２）保護者へ連絡する際の誠意ある対応

- ① 速やかに連絡をとる。
- ② 情報を正確に伝える。
- ③ 保護者の意向を十分受け止める。（保護者の立場に立ち疑問や意見に耳を傾け、納得がいく説明に心がける。）
- ④ 相手がある事故の場合は慎重に対応する。

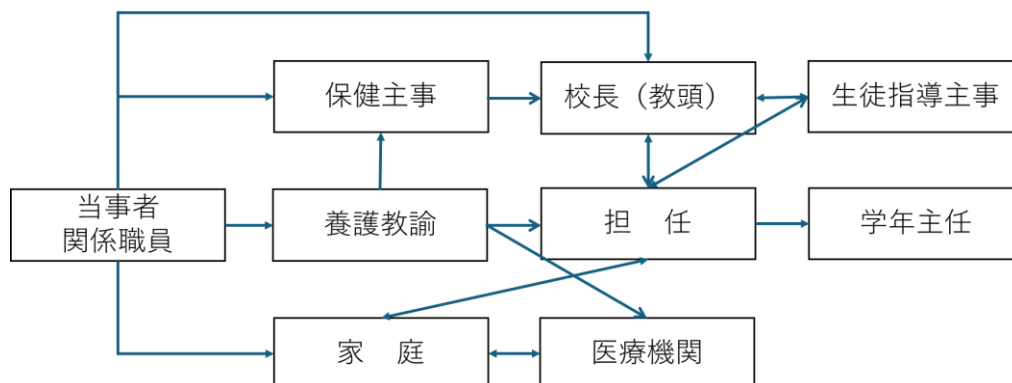
##### （３）事故発生時の救急体制

救急搬送→**不要**→応急手当を行い、医療機関へ受診する  
→**必要**→命にかかわる症状：意識がない、心停止、呼吸停止、頸椎損傷、頭部打撲後の嘔吐や意識障害、大出血、アナフィラキシーショックなど

##### 救急車要請電話のかけ方

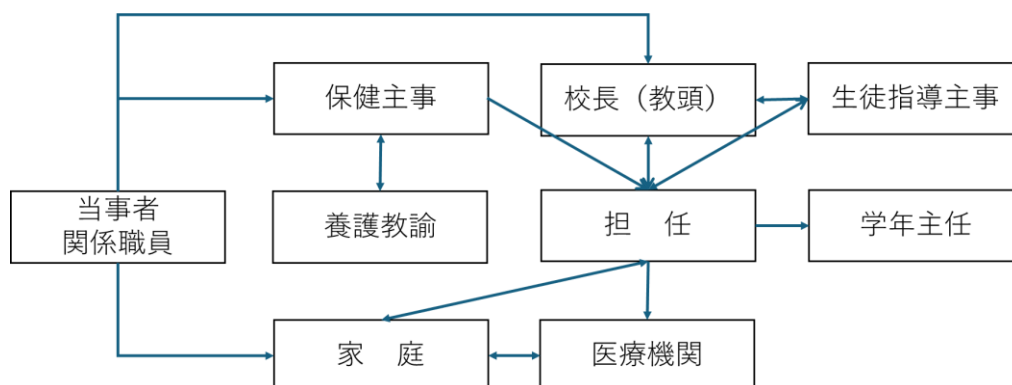
- ① 119 番 救急車をお願いします
- ② 学校名・通報者名・所在地
- ③ 傷病者の人数・性別・年齢
- ④ けが・病気の説明（いつ・どこで・どうした・意識の有無）

平日・学校内（養護教諭在校時）



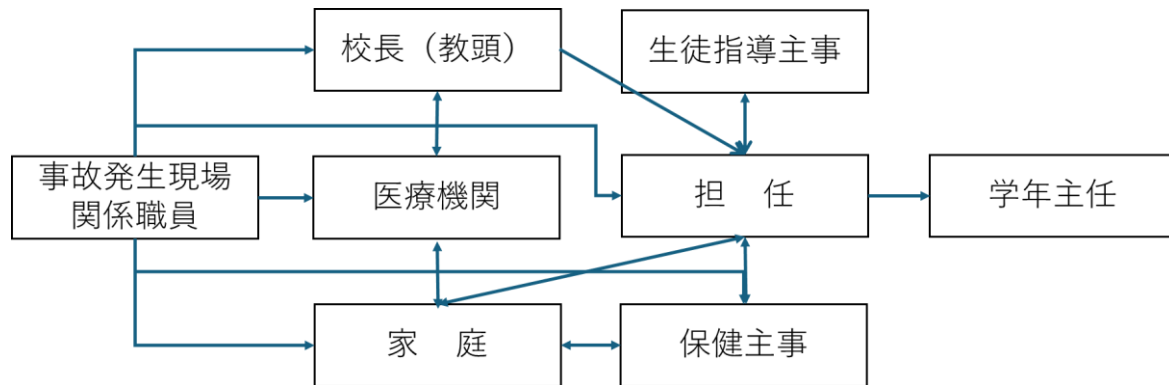
| 指導者・発見者                                                                        | 管理職・職員室                               | 保健室                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>①発生の様子を職員室と保健室へ連絡する。</b><br>◎傷病者から目を離さない。<br>◎経過時間を記録。<br>AED 準備            | ・管理職へ報告する。<br>・空いている職員は、状況に応じて応援に向かう。 | ・応急セットを持って現場に向かう。<br>◎救急車要請の必要性を判断→管理職に連絡。<br>◎時間やバイタルサインの経過を記録する |
| <b>②傷病者が移動可能な場合は担架で保健室へ運ぶ。</b> （頸椎損傷の疑いの場合は動かさない）<br><b>担架は保健室・3F 渡り廊下・体育館</b> | ・担任は保護者へ動揺を与えないように連絡する。               | ・応急処置を行う。<br>・救急車の場合は同乗する。<br>・保護者が希望する医療機関へ連絡、搬送する。              |
| <b>③情報を収集する→第1報を作成し、県教委へ FAX で送信した後、電話で連絡する。</b>                               |                                       | ・医師の診察結果を管理職に報告する。                                                |
| <b>④担任や顧問は生徒支援部等に報告する。</b>                                                     | ・管理職が事故報告書を県へ送付する。                    | ・スポーツ振興センターの手続きをする。                                               |

平日・学校内（養護教諭不在時）



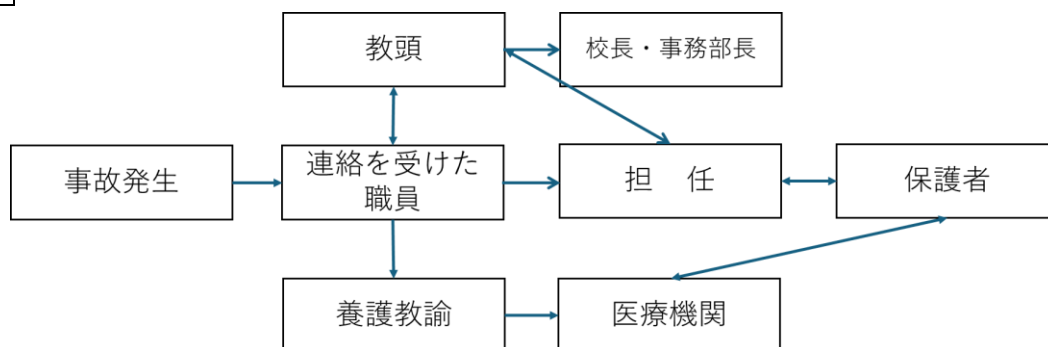
| 指導者・発見者                                               | 管理職・職員室                                                    | 保健厚生部・体育科職員                                         |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <b>①発生の様子を職員室へ連絡する。</b><br>◎傷病者から目を離さない。<br>◎経過時間を記録。 | ・管理職へ報告する。<br>・空いている職員は、状況に応じて応援に向かう。<br>◎保健室に応急セットを持ちに行く。 | ◎救急車要請の必要性を判断→管理職に相談。<br>◎時間やバイタルサインの経過を記録する。       |
| <b>②傷病者が移動可能な場合は担架で保健室へ運ぶ。</b> （頸椎損傷の疑いの場合は動かさない）     | ・重症な場合は管理職と相談し、119番通報する。<br>・担任は保護者へ動揺を与えないように連絡をする。       | ・応急処置を行う<br>・救急車の場合は同乗する。<br>・保護者が希望する医療機関へ連絡、搬送する。 |
| <b>③情報を収集する→第1報を作成し、県教委へ FAX で送信した後、電話で連絡する。</b>      |                                                            | ・医師の診察結果を管理職に報告する。                                  |
| <b>④担任や顧問は生徒支援部・養護教諭等に報告する。</b>                       | ・県へ報告書を提出。                                                 | ・スポーツ振興センターの手続きをする。                                 |

## 休日・遠征先



| 指導者・発見者                                                        | 管理職        | 養護教諭                |
|----------------------------------------------------------------|------------|---------------------|
| ①応急手当てを行い、医療機関へ搬送する。生命に危険がある場合は救急車要請する。                        |            |                     |
| ②管理職、担任、家庭へ電話連絡する。医師の診断内容を管理職に報告する。第1報を作成し、体育健康課へFAX後、電話で連絡する。 |            |                     |
| ③担任や顧問は、災害発生状況をまとめ、生徒支援部・養護教諭等に報告する。                           | ・県へ報告書を提出。 | ・スポーツ振興センターの手続きをする。 |

## 登下校中



| 連絡を受けた職員                                                     | 管理職・職員室                               | 養護教諭              |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| ①事故発生の連絡を受けた職員は、救急車の要請の有無、警察への通報の有無を確認。                      | ・管理職へ報告する。<br>・空いている職員は、状況に応じて応援に向かう。 | ・応急セットを持って現場に向かう。 |
| ②管理職、担任、家庭へ電話連絡する。医師の診断内容を管理職に報告する。第1報を作成し、県教委へFAX後、電話で連絡する。 |                                       | ・救急車の場合は同乗する。     |
| ③担任や顧問は、災害発生状況をまとめ、生徒支援部等に報告する。                              | ・県へ報告書を提出。                            |                   |

## \*学校事故の報告について

### 報告する事故

- 死亡事故、死亡のおそれがある事故
- 障害の程度の重い学校事故（概ね骨折以上）
- 心身に障害が残るおそれのある事故
- 頭部や目や歯などに関わる事故
- 学校に損害賠償責任が発生（安全配慮義務違反）するおそれがある事故
- 学校管理下の交通事故（「加害」になった場合も含む）（目安救急搬送されたもの）
- 学校管理下の熱中症による救急搬送

### 報告の手順

- (1) 事故後できるだけ早く、様式Ⅰにその時点で判明していることを記入して、県教委へ FAX を送信し、電話で確認する。(様式Ⅰは職員室、教頭保管)
- (2) 必要に応じて、新しい情報を第Ⅰ報に書き加え、新たに書き記して FAX を送信する。
- (3) 状況が落ち着いたら、事故発生の状況から学校の対応・指導等についてまとめ、送付する。

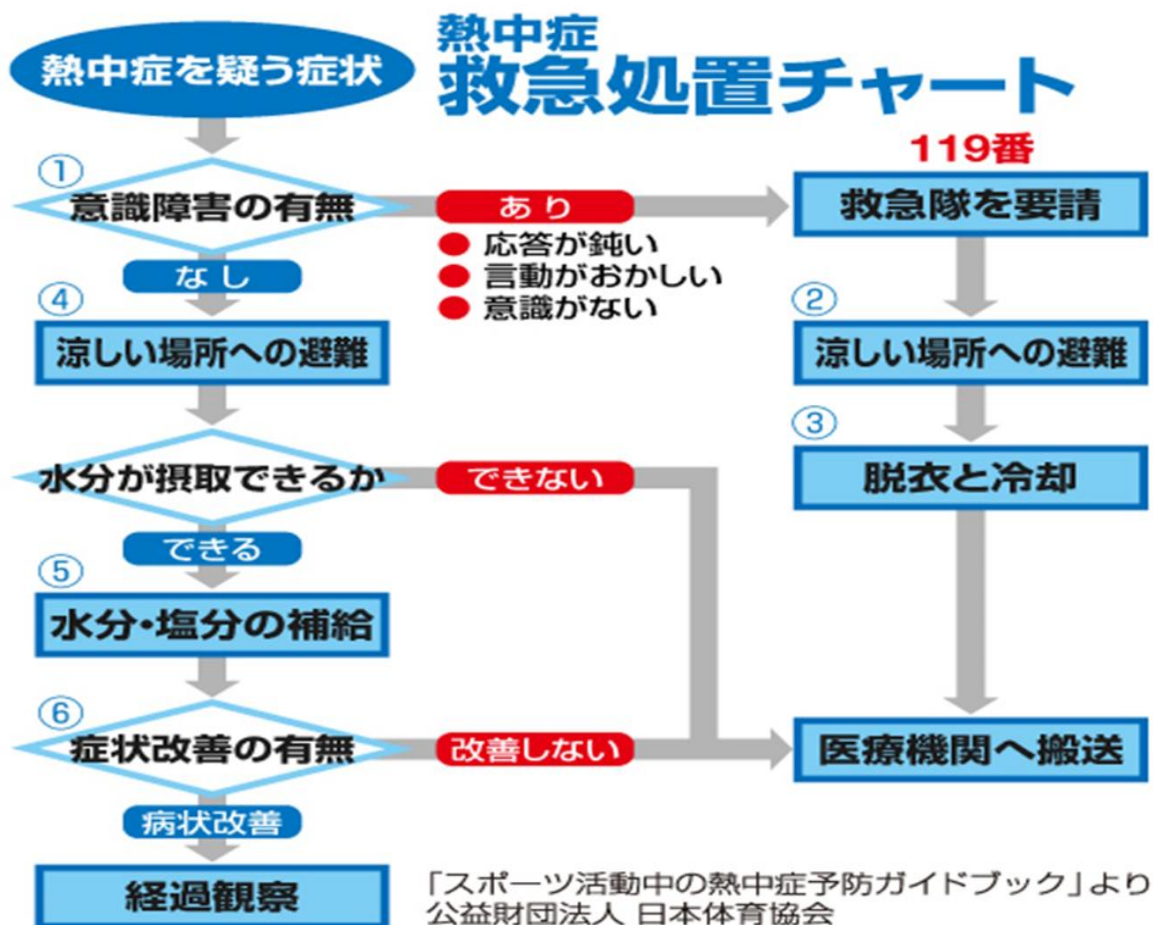
#### ◎注意事項

- ・ FAX 送信後、電話連絡をする。
- ・ 事故の状況は、事実のみを記載、推測や憶測を記載しない。
- ・ 「命に別状なし」との報告は、必ず医師の判断であるかどうか確認すること。

## B 熱中症の対応

### (1) 熱中症発生の際の初期対応

- ① 涼しい場所へ：エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる
- ② からだを冷やす：衣服をゆるめ、からだを冷やす (特に、首の周り、脇の下、足の付け根など)
- ③ 水分補給：経口補水液などを補給する



## (2) WBGTによる諸活動の可否判断

活動場所でWBGT計測を実施し、熱中症対策ガイドライン（下表）に従って活動を判断する。

| 熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～                                         |                 |                                                           |                                                                                    |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎各学校の実情に応じて、熱中症予防に関する情報収集・情報共有の方法や意思決定のルート等の体制を定めておくこと                   |                 |                                                           |                                                                                    | 令和6年5月20日改訂版                                                                             |                                                                                                                                                                                                         |
| ◎各学校において「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」に収録されたチェックリストを適切かつ効果的に活用すること |                 |                                                           |                                                                                    | 岐阜県教育委員会                                                                                 |                                                                                                                                                                                                         |
| 活動場所の<br>乾球温度                                                            | 活動場所の<br>WBGT   | 分 類                                                       | 管 理 職                                                                              | 学校行事等の責任者                                                                                | 担当者<br>〔学級担任、教科担任、行事担当者等〕                                                                                                                                                                               |
| 35℃以上                                                                    | 危険<br>33℃以上     | 体育・スポーツ活動<br>(例)体育授業<br>部活動<br>球技大会<br>体育祭<br>校外活動<br>合宿等 | ○中止<br>・スポーツ活動は中止、休止、<br>延期、内容の変更等<br>・体育授業は活動場所及び内容の<br>変更                        | ①生徒等の健康状態の把握<br>②WBGT測定器による会場の<br>環境状態の把握                                                | 【教育活動における対応例】<br>①生徒等に対して給水指示の徹底<br>また、涼しい場所等で一定時間休憩する<br>よう指示<br>②生徒等の健康状態の確認、把握<br>③WBGT測定器による会場の環境状態<br>の確認<br>(WBGT測定器を用いて暑さ指数を<br>活動前、活動中の2回以上必ず測定)<br>④上記②と③について、管理職又は責任<br>者に状況を報告               |
|                                                                          |                 | 教育活動全般<br>(例)始業式<br>終業式<br>文化祭<br>全校集会<br>講演会等<br>屋外での活動等 | ○原則、内容の変更又は中止を<br>検討<br>(例) オンライン等による教室で<br>の実施等を指示                                |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                          | 危険31℃以上         | 体育・スポーツ活動<br>(例)体育授業<br>部活動、球技大<br>会、体育祭、<br>校外活動、合宿等     | ○原則、中止を検討<br>・スポーツ活動は休止、延期、<br>内容の変更等を指示<br>・体育授業は活動場所及び内容の<br>変更等を指示              | ①生徒等の健康状態の把握<br>②WBGT測定器による会場の<br>環境状態の把握<br>③上記について管理職に報告し、<br>行事等の中止又は内容の変更等<br>について協議 |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                          |                 | 教育活動全般<br>(例)始業式、終業式、<br>文化祭、<br>全校集会、講演<br>会、<br>屋外での活動等 | ○原則、内容の変更又は中止を<br>検討<br>(例) オンライン等による教室で<br>の実施等を指示                                |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         |
| 31℃以上～35℃未満                                                              | 厳重警戒<br>28℃～31℃ | 体育・スポーツ活動<br>教育活動全般                                       | ○原則、活動時間の短縮又は中止<br>を検討<br>・環境の状態を変化させる対応を<br>含む<br>(例) 散水等により、グラウンド<br>の温度を下げる等を指示 | ①生徒等の健康状態の把握<br>②WBGT測定器による会場の<br>環境状態の把握<br>③上記について管理職に報告し、<br>行事等の活動時間の短縮等につ<br>いて協議   | 【教育活動における対応例】<br>①生徒等の健康状態の確認<br>②WBGT測定器による会場の環境状態<br>の確認<br>(WBGT測定器を用いて暑さ指数を<br>活動前、活動中の2回以上必ず測定)<br>③上記について、管理職又は責任者に<br>状況を報告                                                                      |
| 28℃以上～31℃未満                                                              | 警戒<br>25℃～28℃   | 体育・スポーツ活動<br>教育活動全般                                       | ○定期的な休息を取り入れる等<br>必要な指示                                                            | ①生徒等の健康状態の把握<br>②WBGT測定器による会場の<br>環境状態の把握<br>③上記について管理職に報告し、<br>行事等での休息の設定等につ<br>いて協議    | <活動をする上での留意点><br>⑦風通しのよい日陰やエアコンが効い<br>ている室内など休憩ができる環境の<br>確保<br>⑧生徒等の直前数日間の健康観察によ<br>る状況確認、把握<br>⑨生徒等の心身の状況を考慮した運動<br>量（強度・時間）の配慮<br>⑩状況に応じた休憩時間の確保<br>⑪熱中症の兆候への注視<br>⑫状況に応じた水分・塩分の補給<br>⑬服装（軽装）・装具への配慮 |
| 28℃未満                                                                    | 注意<br>21℃～25℃   | 体育・スポーツ活動<br>教育活動全般                                       | ○状況把握に努め適宜必要な指示                                                                    | ①生徒等の健康状態の把握<br>②WBGT測定器による会場の<br>環境状態の把握<br>③上記について管理職に報告                               |                                                                                                                                                                                                         |
| ※教育活動全般 への対応は、WBGT31℃ 以上の対応に準じて行う                                        |                 |                                                           |                                                                                    |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         |
| ※部活動における各種大会への参加については、大会主催者の指示に従うこと                                      |                 |                                                           |                                                                                    |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         |

## (3) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

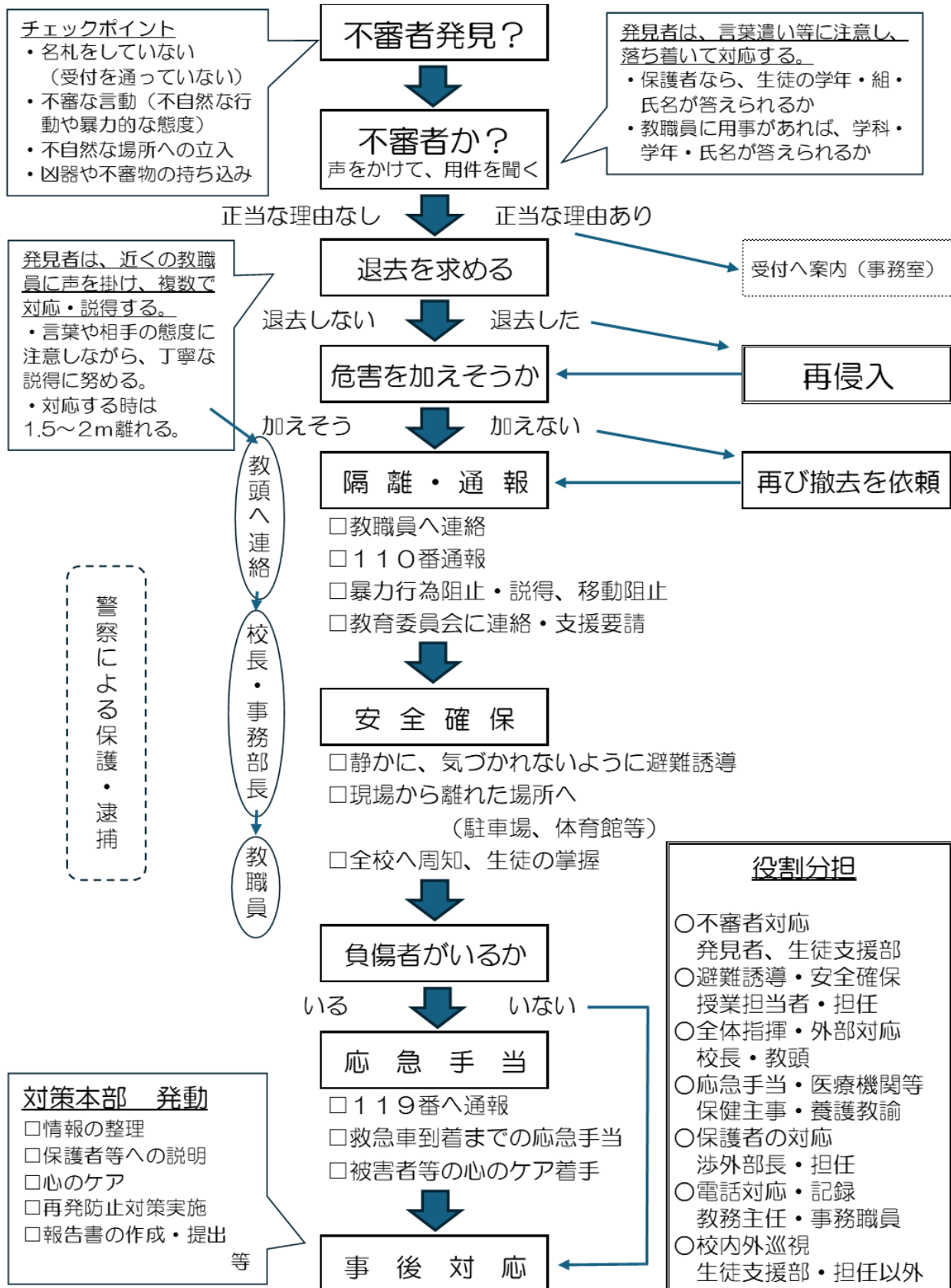
発令時の対応

- ①発令されたことを生徒に周知し、注意喚起を促す。
- ②上表（熱中症対策ガイドライン）に従う。

## C 不審者侵入時の対応

生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要がある。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意する。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛ける。【①校門での防犯カメラ ②正面玄関の案内 ③事務室での確認（名札・記帳）】

### 【不審者対応のフローチャート】



## D 食中毒・感染性胃腸炎発生時の対応

食中毒は、細菌やウイルス、自然毒が原因でおこる。その中でノロウイルスは、感染力が強く、少量のウイルスで集団感染を引き起こす。症状は、下痢と嘔吐と発熱である。症状がおさまってもしばらく（2～3週間）は便からウイルスの排出は続く。潜伏期間は24時間～48時間）である。

### （1）事前の対応

- ・流水・石鹼による手洗いの施行。
- ・発生時、家庭と学校の連絡体制を確認しておく。
- ・流行しやすい時期や予防法を伝える。
- ・衛生用品の備蓄を整える。（マスク・アルコール消毒・次亜塩素酸ナトリウム・殺菌効果のある石鹼・吐物処理セット）
- ・吐物処理方法について（生徒は吐物を触らない・近づかない）周知徹底する。

### （2）発生時の対応

- ・学校医・体育健康課・保健所に連絡し、その指導に基づいて的確に対応する。
- ・二次感染者検索のため、生徒・教職員の健康状態を把握する。
- ・罹患生徒の交友関係、学校活動の調査を行う。
- ・学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営（臨時休校・学級閉鎖・学校行事の中止や延期・部活動での大会参加や遠征の制限）について協議する。
- ・保健所が行う調査に協力する。
- ・教育委員会・保健所・報道機関への窓口は教頭が責任を持って対応する。
- ・情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ・職員でトイレ（ドアノブと蛇口を消毒してから便器を消毒）の消毒をする。
- ・教室・廊下等校内の消毒（1か月）をする。

### （3）生徒への対応

- ・予防方法を確認し、石鹼での手洗いを徹底する。
- ・健康チェックをする。

#### <発病者>

- ・いつから・症状・使用したトイレ等の聴き取り調査をする。
- ・医療機関受診し、出席停止の措置をとる。
- ・発症した生徒の使用トイレを指定する

### （4）保護者への対応

- ・校内で発生したことを知らせ、家庭での健康観察（検温を含む）を依頼する。
- ・感染の疑い（腹痛・下痢の症状、同教室・トイレで罹患した生徒との接触）のある生徒は、医療機関を受診するように依頼する。
- ・罹患生徒、接触者のプライバシーに十分に配慮し、差別されないように留意する。
- ・二次感染防止を促す。（家庭内での二次感染）

## E インフルエンザ等の学校感染症への対応について

新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復し、抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効である。季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、この新型インフルエンザでは、基礎疾患（喘息、糖尿病等）を有する者を中心として、重篤化し、死亡する例が見られることである。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から第5類になったが、第二種学校感染症に位置付けられている。第一種、第二種学校感染症について、学校内での流行が確認された場合、以下の対応を行う。

### (1) 発生時の対応

- ・学校感染症対策委員会を設置する。(校長)
- ・流行状況や対応などの情報を収集、周知、共有する。(養護教諭)
- ・学校医・学校薬剤師・教育委員会・保健所・健康管理医等との連携を密にする。
- ・保護者に対し情報を確実に伝えられるよう準備する。('すぐーる'、ホームページ等)
- ・職員の健康管理、感染予防を徹底する。(教頭)
- ・物品(石鹸・マスク・消毒薬など)の備蓄と設置を整える。(保健厚生部)
- ・修学旅行の変更、延期または中止、部活動の全国大会の参加、発生地方への遠征等の中止について検討、決定する。(学校感染症対策委員会)
- ・濃厚接触者も含めた出席停止基準、臨時休校の基準について検討、周知する。
- ・臨時休校時の自宅学習計画、課題(オンライン学習支援含む)や生活記録・健康観察カードを準備する。(教科担当、学級担任)
- ・患者の状況の把握・感染経路の特定・接触した者を抽出し、健康状態を把握する。

### (2) 生徒への対応

- ・欠席状況の把握と朝の健康観察を徹底し、該当感染症のある生徒の早期把握に努める。
- ・基礎疾患がある生徒の病状確認・健康相談を実施する。
- ・感染症予防対策行動を理解させるよう、啓発する。
- ・修学旅行の変更、延期または中止、部活動の全国大会の参加、発生地方への遠征等の中止の可能性について周知する。
- ・不要不急の外出の自粛について指導する。

### (3) 保護者への対応

- ・家庭において登校前の健康観察、検温等の確実な実施について依頼する。
- ・該当感染症の症状の欠席連絡の徹底を依頼する。
- ・該当感染症のある生徒への受診勧告、陽性診断後の対応について周知する。
- ・発熱など該当感染症の感染の不安がある場合は、生徒には欠席扱いになるが無理せず自宅で休養するように伝える。
- ・出席停止の手続き、再登校時の注意の連絡を確実に周知する。
- ・該当感染症の発生状況、校内で発生した場合の対応について周知する。
- ・修学旅行の変更、延期または中止、部活動の全国大会の参加、発生地方への遠征等の中止の可能性について周知する。

## F 食物アレルギー緊急対応について

アレルギー反応は、外界から自分を守るための免疫機能の一つであるが、何らかの原因で反応に歯止めがかからなくなってしまうと、様々なアレルギー疾患を起こす。アレルギーが暴走し全身に様々なアレルギー症状が急激に起き、死に至るような状態がアナフィラキシーといわれる疾患である。

### (1) 事前準備

- ・対応委員会を設置し、定期的に研修会を実施する。
- ・緊急対応が必要な生徒を把握し、情報を職員で共有する。
- ・アドレナリン自己注射（エピペン）・内服薬の管理方法を決める。
- ・症状を観察する時には、症状チェックシートを活用する。

### (2) 対応の手順

#### 緊急性が高いアレルギー症状（食物アレルギーの生徒に下記の症状が出た場合）

##### 《全身の症状》

ぐったり  
意識もうろう  
尿や便を漏らす  
脈が触れにくい  
唇や爪が青白い

##### 《呼吸器の症状》

のどや胸が締め付けられる  
声がかすれる  
犬がほえるような咳  
息がしにくい  
持続する強い咳こみ  
ゼーゼーする呼吸

##### 《消化器の症状》

我慢できないお腹の痛み  
繰り返し吐き続ける  
下痢（トイレにこもっている場合は注意）

この中に症状が1つでも当てはまる場合

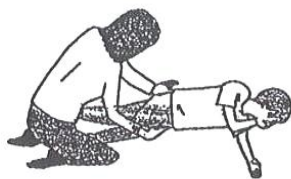
## 緊急性が高いアレルギー症状への対応をする

### (3) 緊急性が高いアレルギーへの対応

- ①エピペンを使用する。自ら注射できない場合は、教職員が行う。  
（持っていない場合は、すぐに救急車を要請）
- ②救急車を要請する
- ③その場で安静にする
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。  
★反応が無く、呼吸が無い場合は心肺蘇生を行う。（AEDの使用も含む）
- ⑥エピペンを使用した場合は、救急隊に使用時刻を知らせる。



（足を高く）



（気道確保）



（座位）

## G 実技、実習、実験を伴う授業の安全確保や留意点

| 教 科  | 授 業 の 安 全 確 保                                                                                                | 留 意 点                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理 科  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 器具の破損や薬品の置き方の点検</li> <li>・ 換気や通路の確保</li> <li>・ 保護具の着用</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険な場면을あらかじめ伝える。</li> <li>・ 実験中は目を離さず行動を制限する。</li> <li>・ 事故時の対応を準備しておく。</li> </ul>         |
| 保健体育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設や器具の点検</li> <li>・ 児童生徒の体調確認や制限の把握</li> <li>・ 危険行動の事前説明</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業前の危険確認を徹底する。</li> <li>・ 常に生徒の様子を注視する。</li> <li>・ 危険な動きや禁止事項を明確に伝える。</li> </ul>          |
| 家 庭  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設や用具の安全管理</li> <li>・ 火気や器具の取り扱い説明</li> <li>・ 危険行動の事前説明</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険確認（設備・用具材料・衛生面）を徹底する。</li> <li>・ 常に生徒の様子を注視する。</li> <li>・ 危険な動きや禁止事項を明確に伝える。</li> </ul> |

## H 犯罪予告・不審物の対応

### (1) 不審電話の入電

#### 【電話対応】

- ①気付かれないよう注意しつつ、周辺の教職員に合図で知らせ、電話機のスピーカー機能を入れる。
- ②周辺教職員はICレコーダを持ち出し、録音を開始する。
- ③電話対応者、周辺教職員のそれぞれが必ずメモを取る。
- ④落ち着いて、以下の事項をできるだけ詳しく聴き取る。

#### 爆発物等について

- ・ いつ爆発するか、どこにあるか
- ・ どのようなものか（形状、大きさ等）
- ・ 仕掛けた理由、要求（動機等）

#### 相手の特徴

- ・ 性別・年齢（子ども、成年、老年等）
- ・ 声の特徴（高さ・質、方言の有無等）
- ・ 周囲の環境音（電車走行音、駅等のアナウンス音等）

#### 【校長（不在の場合は代行者）へ報告】

### (2) 校内での不審物発見

#### 【周辺立ち入り禁止・避難措置】

- ・ 絶対に不審物には触らない。
- ・ 付近の児童に遠ざかるよう指示。
- ・ 応援を求め、校長への報告を依頼。

#### 【校長（不在の場合は代行者）へ報告】

#### 【左記対応後】

- ①警察（110番）通報
- ②生徒指導地域担当者に報告
- ③「すぐーる」にて保護者に発信

#### 【事後対応】

- ①報道機関対応
- ②心のケア

# I 行方不明生徒の搜索について

## (1) 発見者・搜索者

- ・ 搜索に入ること、該当生徒情報、搜索初動職員名を必ず他の職員に連絡する。
- ・ 自家用車を使用する搜索は原則として2人ペアで行い、一人は移動位置と方向を学校に10分おきに連絡する。

## (2) 連絡受付者

- ・ 緊急時の連絡を電話で受けた職員は大きい声で復唱する。
- ・ 時間、場所(目印)、状況を必ず確認しながらメモを取る。

## (3) 本部構成

**危機管理責任者** ①校長 ②教頭 ③事務部長 ④教務主任 ⑤生徒指導主事とする。

- ・ 連絡受付者等からの情報を受け、該当生徒情報の集約及び関係職員(担任、部顧問など)への連絡及び召集をする。
- ・ 必要に応じ搜索体制の見直し、保護者、関係機関(県教育委員会を含む)への連絡等の指示を行う。
- ・ 該当生徒発見後、搜索中の職員など関係者に報告し、事態を収束し、記録を残す。

## (4) 緊急連絡先

- ・ 学校 ☎ 0577-32-0075 📠 0577-32-9006
- ・ 非常対応教職員(令和8年度)
  - 校長
  - 教頭
  - 生徒指導主事
  - 公用携帯 090-7646-9135
- ・ 警察 0577-32-0110(最寄りの警察署)
- ・ 救急車両 119(携帯からも可能)
- ・ 県教育委員会学校安全課 TEL 058-272-8853 FAX 058-278-2825

## (5) 日常の注意喚起

- ・ 危険を予測したり危険から身を守ったりする方法について機会をとらえて生徒に理解・考察させる。

## Ⅳ 交通安全

### A 交通事故の対応（登下校中・校外での行事）

#### 【交通事故発生の第一報】

##### 電話等の聞き取り

- ・連絡者を落ち着かせながら、下記の事項を聴き取る。
- ・聴き取り内容は、復唱しながら確認し、必ずメモを取る。

##### 聴き取り項目

- ・児童本人及び相手方の被害（ケガ等）の程度
- ・事故の発生場所、発生時刻
- ・事故の状況（概要）
- ・加害事故、被害事故の別
- ・救急車の手配状況、搬送先
- ・110番通報の有無

#### 【校長（不在の場合は代行者）へ報告】

#### 【手分けをして対応】

- ①保護者への連絡（教頭）
- ②119番・110番通報（未通報の場合）
- ③現場急行（学級担任・養護教諭・生徒指導主事等）※必ず複数で対応

| 救急手配・搬送未了                                                                                                                                                                                                                     | 救急搬送済み                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・事故現場へ急行<br/>（救急セット、連絡用携帯電話を携行）</li><li>・負傷者等の応急手当</li><li>・現場周辺にいる他児童への対応<br/>（安全確保、当面の行動指示等）</li><li>・警察への対応<br/>（可能な範囲で警察等からの情報収集）</li><li>・（必要に応じ）救急車同乗</li><li>・学校への状況報告</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・搬送先へ急行（連絡用携帯電話を携行）</li><li>・負傷者等の容態把握</li><li>・警察への対応<br/>（可能な範囲で警察等からの情報収集）</li><li>・学校への状況報告</li></ul> |

#### 【事後対応】

- ①保護者、報道機関対応
- ②心のケア

## V 自然災害への対応

### A 気象災害への対応（大雨・河川氾濫・暴風・大雪・暴風雪警報）

#### （Ⅰ）気象特別警報・警報発表時（高山市もしくは生徒居住地に発表された場合）

##### ① 生徒在宅時に発表された場合

- ・午前6時までに特別警報・警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- ・午前6時から午前11時までに特別警報・警報が解除された場合は、授業再開について協議し、今後の安全が確認される場合は解除後2時間を経てから授業を再開する。
- ・午前11時までに特別警報・警報が解除されない場合は、その日の授業は中止する。

##### ② 生徒在校時に発表された場合

- ・警報発表または警報発表が予測される場合は、原則として学校待機とする。
- ・学校より「すぐる」で警報発表の旨及び今後の生徒の動向について保護者に連絡する。
- ・その後は下記の「下校を開始する場合」、「下校を開始した場合」に沿った対応をする。

##### ③ 放課後

- ・非常変災が予想され帰宅可能な状況時に、部活動・放課後学習・実習等の活動は中止して生徒の安全な帰宅を優先する。帰宅は校長が指示する。
- ・学校待機となった場合は、待機している生徒を把握し、その活動の担当者が担任の役割をする。
- ・その後は下記の「下校を開始する場合」、「下校を開始した場合」に沿った対応をする。

##### ④ 休日（部活動・外部模試等）

- ・事前に非常変災が予想される場合には活動を中止する。
- ・学校待機となった場合は、担当者は待機している生徒を把握し、管理職と連携をとりながら保護者に待機している旨を連絡する。
- ・その後は下記の「下校を開始する場合」、「下校を開始した場合」に沿った対応をする。

##### ⑤ 校外活動時

- ・事前に非常変災が予想される場合には活動を中止する。
- ・警報発表または警報発表が予測される場合は最寄りの避難所や安全な場所に避難する。
- ・学校と連絡をとり、生徒の安全を最優先に考えた対応をする。

#### （下校を開始する場合）

- ・警報が解除されたことを確認する。校地内および周辺道路の实地確認、周辺地域等について情報収集し、安全であることを確認する。
- ・校長は警報発表中であっても安全に帰宅できる（校地内、周辺道路、周辺地域等の安全確認）と判断した場合は下校の指示を出すことができる。
- ・校舎及び学校施設の点検をし、学校周辺の状況を把握、安全を確認する。
- ・教職員は、通学路の安全・交通機関の運行状況・生徒居住地等の状況を確認する。

① 河川の氾濫状況（岐阜県川の防災情報HP）

② JR、濃飛バス運行状況

③ 気象警報に関する情報

④ その他、自治体からの防災情報（HP、配信メール等）

- ・校長は上記の安全確認を確認したうえで、下校の指示を出す。職員配置を計画する。
- ・教職員は生徒の安全を確保するために担当の配置につく。
- ・生徒に帰宅手段別の注意点を示し、帰宅経路について指導する。
- ・帰宅次第速やかに「すぐる」のアンケートに回答するよう指導する。
- ・学校より「すぐる」で下校を開始することを保護者に連絡する。

### **(下校を開始した場合)**

- ・教職員は必要に応じて担当場所で生徒の安全を確保するために立哨指導や巡回指導をする。
- ・交通機関の不通等で学校待機の生徒は、人数に応じて会議室・体育館など一ヶ所に集める。
- ・待機生徒の保護者と帰宅方法等について連絡を取る。
- ・生徒帰宅後、学校待機生徒以外に残留生徒がいないか校内を巡回し確認する。
- ・生徒は、帰宅次第速やかに「すぐー」のアンケートに回答する。
- ・担任は、クラスの全員がアンケートに回答しているか確認をする。帰宅が予想される時間になっても連絡のない生徒には、本人や保護者と連絡をとる。
- ・保護者へ生徒を引き渡す場合は非常変災時引き渡しにしたがって引き渡す。引き渡す場合は、出入り口は一か所のみであるため安全を十分に確保する。

### **帰宅困難者への対応（待機を続ける場合）**

- ・滞在場所は、会議室、体育館、4F大教室など、災害の状況に合わせて決定する。
- ・食料と飲料水はあらかじめ準備してある備蓄品を利用する。（有斐会館1F・武道場横倉庫）
- ・冬季の大雪警報で待機となった場合は、生徒は自分の防寒着を着用し、学校の暖房機で暖をとりながら待機する。
- ・保護者に状況と対応の説明を連絡する。

### **(事前の準備)**

- ・教職員が災害に対して十分に理解しておくための研修を実施する。
- ・防災教育を充実させ、生徒は通学経路のハザードマップを確認し、事前に危険場所や非常変災時の帰宅経路、帰宅手段（保護者の迎えの有無含む）を決めておく。
- ・全保護者と生徒へ「すぐー」への登録をお願いする。
- ・年度当初に「すぐー」を使った緊急連絡訓練を実施する。
- ・生徒のグループ化や名簿については常に検討して、より実践に即したものに更新する。
- ・生徒待機時の食料と飲料水を準備する。（3日分を常備）
- ・自家発電施設と運転方法等を把握する。
- ・市や村の関係機関と平素から連携を強化する。
- ・生徒通学範囲のハザードマップを確認し、事前に危険場所や生徒の通学経路を把握する。
- ・安全確認場所や立哨指導場所等を決めておく。
- ・保護者に非常変災時の情報の提供を事前に呼びかける。

### **(2) 落雷、竜巻、突風等への対応について**

- ・生徒が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、活動を中止させ、危険性がないと判断されるまで、安全な場所に避難させる。
- ・雷鳴が聞こえるときは、すぐにでも安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難すること。周囲に建物が無い場合は足を閉じてしゃがみ、身を低くすること。
- ・雨が止み、晴れ間が出てもすぐに活動を再開せずに、上空の積乱雲の状況や気象情報を確認すること。
- ・雷雲が遠ざかって、20分以上経過してから屋外に出ること。
- ・事前に気象情報を確認し、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

## B 地震への対応

生徒が学校に待機する場合や登校後下校させる場合については「A 気象災害への対応」に準じる。

### (1) 南海トラフ（東海・東南海・南海）地震臨時情報が発令された場合

#### 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ全域を対象に、大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁より発表される。例えば、南海トラフ沿いの西側で地震が発生し、東側でも地震が続発する(後発地震)可能性が高まった場合などに発表される。

よって、岐阜県内で発生した地震が、震度4以下の場合でも臨時情報が発表される可能性がある。

- 南海トラフ臨時情報が発表されても、本校は南海トラフ地震防災対策地域に該当しないため通常授業を行う。ただし、状況によっては県教育長の決定により休校措置をとる場合がある。
- 通常授業を行う場合にあっては、以下に該当する生徒は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。
  - ・南海トラフ地震防災対策推進地域（下呂市は該当）のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
  - ・南海トラフ地震防災対策推進地域（下呂市は該当）のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

#### ア. 登校前に発表された場合（下呂市は該当。高山市・飛騨市・白川村から通学する生徒は登校。）

- ① 自宅又は安全を確保できる場所に待機する。
  - ※自宅又は安全を確保できる場所
    - ・耐震性が確保されている自宅や親類・知人宅
    - ・土砂災害特別警戒区域に立地していない自宅や親類・知人宅
    - ・河川水の越流地域（海津市海津町油島地区付近）に立地していない自宅や親類・知人宅
    - ・指定避難所 等
- ② 休校及び休校期間については、「すぐーる」で連絡する。

#### イ. 登校途中に発表された場合（下呂市は該当。高山市・飛騨市・白川村から通学する生徒は登校。）

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを知った時点で、公共交通機関の運行、通学経路上等の安全を確認し、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。
- ② 休校及び休校期間については、「すぐーる」で連絡する。
- ③ 生徒又は保護者は、自宅又は安全を確保できる場所に移動したら、直ちに学校に連絡する。

#### ウ. 登校後に発表された場合（下呂市は該当。高山市・飛騨市・白川村から通学する生徒は登校。）

- ① 保護者引渡しを原則とし、引き渡しの時間や方法については、学校から保護者へ「すぐーる」で連絡する。保護者は、安全が確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。
- ② 保護者引き渡しが困難な児童生徒について、学校は安全を確保できる指定避難所等へ避難誘導する。
  - ※本校は土砂災害特別警戒区域に立地しており、安全が確保できないため学校待機はできない。

#### エ. その他

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、安全に配慮しながら通常授業とするが、被害状況等により休校とする場合がある。その場合は「すぐーる」で連絡する。また、授業が行われる場合であっても、以下に該当する場合は登校に及ばない。（下呂市は該当）

- ・自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
- ・道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合
- ・自宅の耐震性が十分でない場合
- ・自宅が土砂災害特別警戒区域に立地している場合
- ・自宅が河川水の越流地域（海津市海津町油島地区付近）に立地している場合

## 緊急地震速報時

- ① 登校時 生徒は安全な場所に一時避難する。自宅または学校のより安全で近い方へ行く。
- ② 在校時 ア. 校内緊急放送で指示する  
「本日〇〇時〇〇分、〇〇地震の緊急地震速報が入りました。詳しい情報については、入り次第校内放送でお知らせします。管理責任者の先生方の指示に従って、あわてず、騒がず、落ち着いて行動してください。皆さんの落ち着いた行動が、混乱を防ぎ、被害を少なくするのに役立ちます。」  
イ. 生徒に地震に対する心の準備をさせる。
- ③ 下校時 安全な場所に一時避難する。  
自宅または学校の近い方へ行く。（原則、集団下校班で行動する。）
- ④ 在宅時 原則として自宅待機とする。

## （２）生徒の在校時に地震が発生した場合

- ① 校内緊急放送で指示する。  
「ただいま地震が発生しました。生徒、職員は落ち着いて行動して下さい。これより火気の使用を禁止します。」
- ② 生徒を避難誘導し、保護管理にあたる。地震についての情報を流す。被災地域になった場合、安否確認方法について指示。
- ③ 地震発生の場合の避難誘導

### 【発生】

- ◎落下物から身体を保護し、「主振動」が去るまで、絶対に行動を起こさない。（約６０秒後行動）
- ◎机等を利用して（身体を屈め、潜る）落下物から身を守る。（深呼吸をして気を落ち着ける。）
- ◎ストーブ・ガスの火を消す。（化学薬品等の転倒・落下防止）
- ◎ドア・戸口・窓を開き、脱出口を確保する。
- ◎座布団等で、頭部の保護を図る。

### 【主振動（６０秒）後】

- ◎生徒の動揺を鎮め、混乱状態にならぬよう、勝手な行動を抑える。
- ◎「落ち着け。ケガをした者はいないか。」（負傷者の有無の確認・救助・応急手当）
- ◎状況判断により、避難の準備をする。
- ◎けが人の有無（歩行不自由者・負傷者）とその状況を把握し、必要な手当てについて養護教諭の指示のもと迅速に行い、対策を立てる。

## ④ 職員の誘導指導

- ・ 職員の適切な指示、指導により、生徒の安全確保を第一にする。
- ・ 指示は明確にし、生徒を落ちつかせ、常に生徒を確実に掌握する。
- ・ 障がいのある生徒の保護措置、安全性の優先を考慮する。個別の生徒について年度当初に学年会で把握し、学校全体で情報を共有する。
- ・ 普通教室以外の場所（便所・体育館・特別教室等）にいる生徒に配慮する。
- ・ 校舎内の避難順序や経路も校舎の被害状況によって変更の必要性が生じるので、職員は状況に応じて適切な処置をとる。
- ・ 教室から安全な場所へ誘導する。

#### ・誘導責任者

- 授業中 授業担当教師
- 自習中 自習監督教師、近隣監督教師
- 清掃中 掃除区域監督、または付近の教師
- 放課後 部顧問、生徒会顧問、職員
- その他 出張中で担当教師不在の時は、直ちに代理を作る。

＊ 停電により校舎の連絡が適切になされない場合の最終判断は、H R担任、教科担任等の誘導者による。

#### ⑤ 下校に関して

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。
- ・校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒の下校について判断する。
- ・下校させる場合は保護者への引き渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域(校地内や周辺の实地確認、自治体の防災情報の確認)については、帰宅させることができるが、自宅への到着確認を確実にを行う。
- ・保護者と連絡がとれない、日没までに自宅に到着できないなど生徒に危険が及ぶ可能性があると思われる場合は、学校に留め置く。

### (3) 生徒の学校不在時、高山市もしくは生徒居住地に地震が起きた場合

#### ① 生徒在宅時に起きた場合

- ・高山市、生徒が居住する市町村または、通学の経路において震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とする。休日(部活動・外部模試)もこれに準ずる。

#### ② 登校途中に起きた場合

- ・生徒は直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。
- ・休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、生徒・保護者に示す。休日(部活動・外部模試)もこれに準ずる。

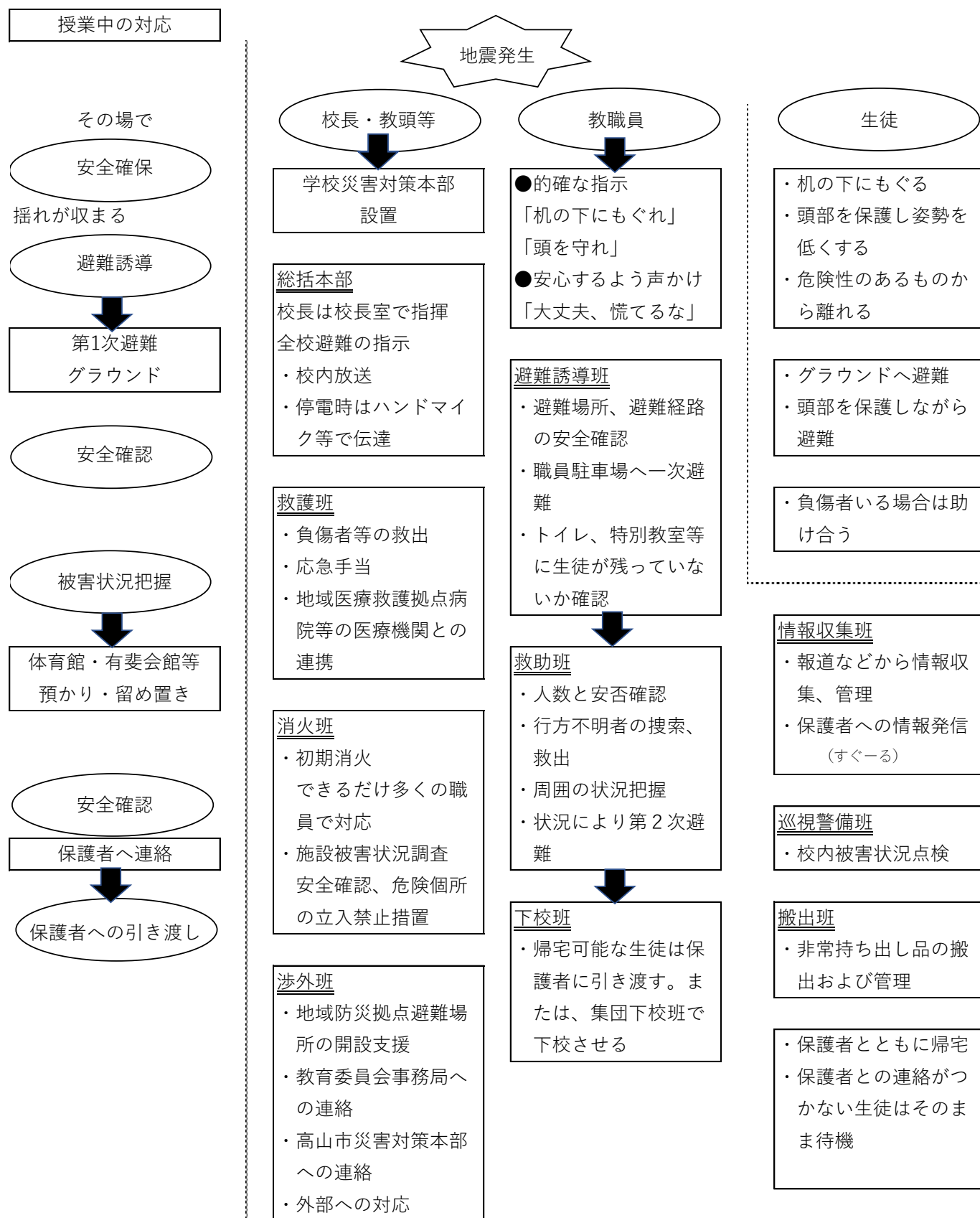
#### ③ 下校途中に起きた場合

- ・登校途中に起きた場合に準じる。

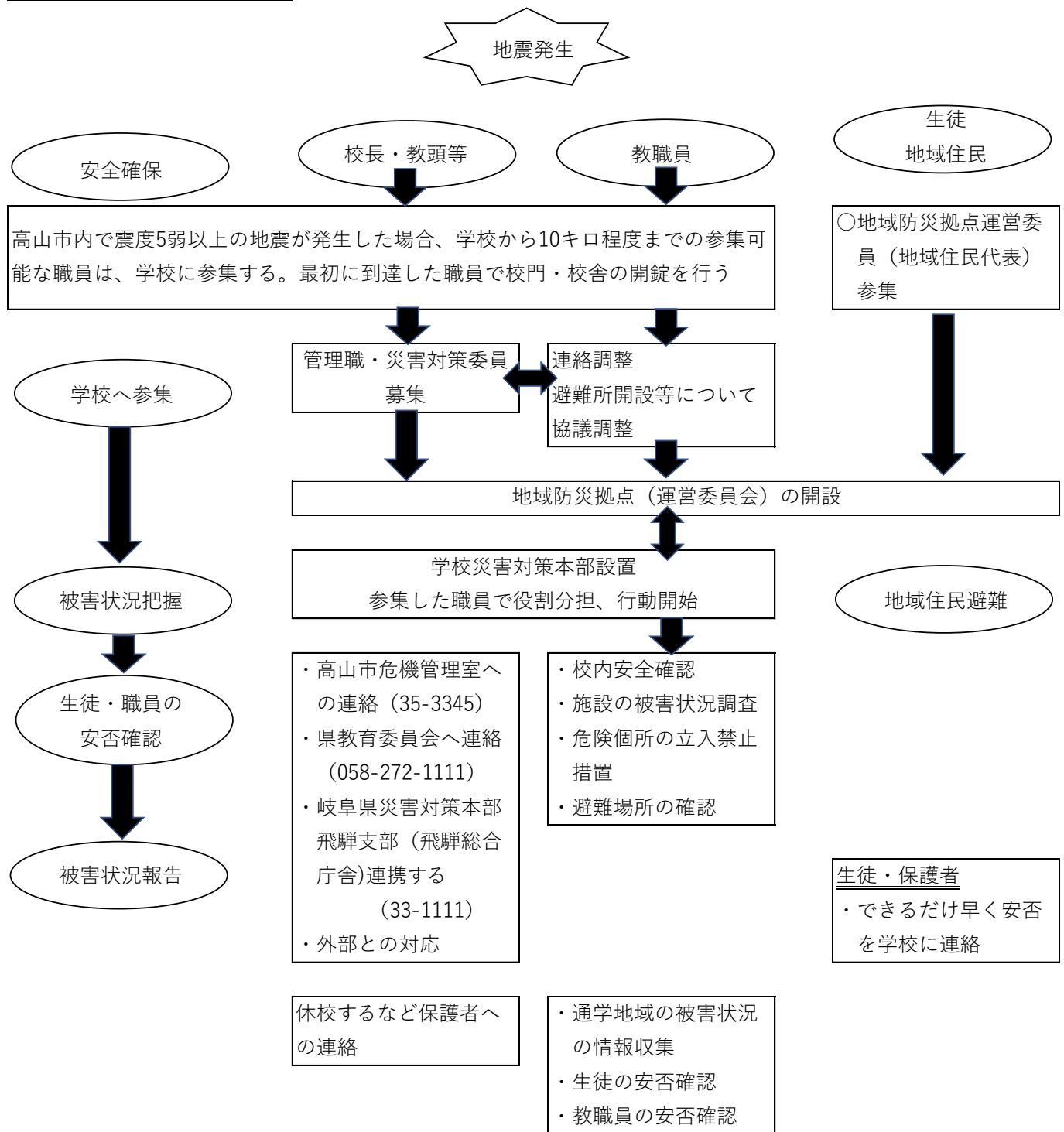
#### ④ 情報の把握、伝達に関して

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を把握する本部(担当者)を置く。
- ・保護者への連絡方法を電子メール、家庭電話、職場等への電話など事前に複数確保し、保護者へ確実に連絡する。

#### (4) 地震対応 フローチャート (タイムライン)

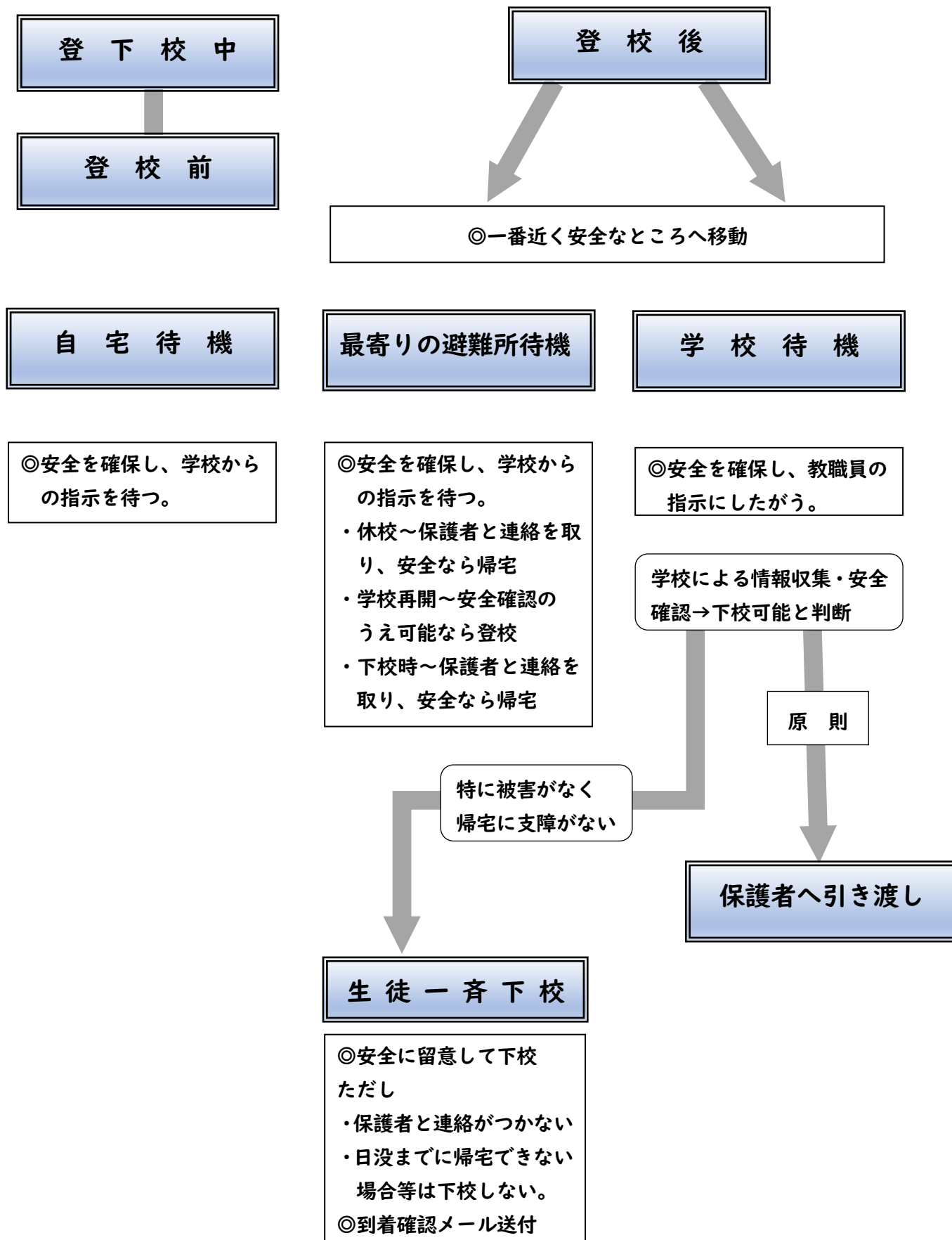


下校させる場合は保護者への引き渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域については、帰宅させることができる。



◎生徒の動き

震度 5 弱以上の地震が発生した場合



## C 斐太高校および周辺で予測される自然災害について

本校および周辺地域は洪水災害（グラウンド浸水予測1メートル）と土砂災害（特別警戒地域）の地域にあたる。（令和元年高山市作成ハザードマップより）本校は指定避難所（緊急避難を含む）であるが、この2つの災害、地震被害の場合には生徒の学校待機はかえって危険を招く場合が考えられる。その対応について準備しておくことが必要である。なお、校内での生徒待機は校舎の3、4階を使用する。

### （1）個別の災害における情報源、連携先

|            | 洪水災害                                                                                                                    | 土砂災害                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象        | 大八賀川（三福寺地点）宮川（高山地点）                                                                                                     | 本校北側の裏山（三福寺）特別警戒区域                                                                                                               |
| 情 報<br>予 兆 | 高山市に洪水警報 2地点の水位上昇<br>高山市より氾濫警戒情報⇒氾濫危険情報により移動開始<br>高山市防災行政無線（避難指示）<br>状況を見て、避難指示を待たずに移動することも考える。                         | 土砂災害警戒情報に留意する<br>・がけの表面に水が流れ出す。噴き出す。<br>・小石がパラパラと落ちる。水が濁る。<br>・がけの樹木が傾く。根の切れる音がする。<br>・樹木の倒れる音。斜面に割れ目が見える。<br>・斜面がふくらみだす。地鳴りがする。 |
| 連絡先        | 高山市総務部 危機管理課 電話：0577-35-3345 ファクス：0577-35-3174<br>高山消防署 0577-32-0119                                                    |                                                                                                                                  |
| H P        | <a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/index.html#/water_1">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/index.html#/water_1</a> |                                                                                                                                  |

### （2）洪水災害、土砂災害により生徒の学校待機が危険な場合の避難場所について。（指定避難所）

- ① 東山中学校（高山市松ノ木町262 ☎0577-34-2900 fax0577-37-0624）  
移動手段 徒歩 1600㍎ 時間 約20～25分
- ② 北小学校（高山市桐生町2-21 ☎0577-32-0545 fax0577-37-0614）  
移動手段 徒歩 850㍎ 時間 約10～15分
- ③ 西小学校（高山市総和町2-18-1 ☎0577-32-0012 fax0577-37-0612）  
移動手段 徒歩 1500㍎ 時間 約20分
- ④ 高山市役所（高山市花岡町2-18 ☎0577-32-3333）  
移動手段 徒歩 1600㍎ 時間 約20～25分

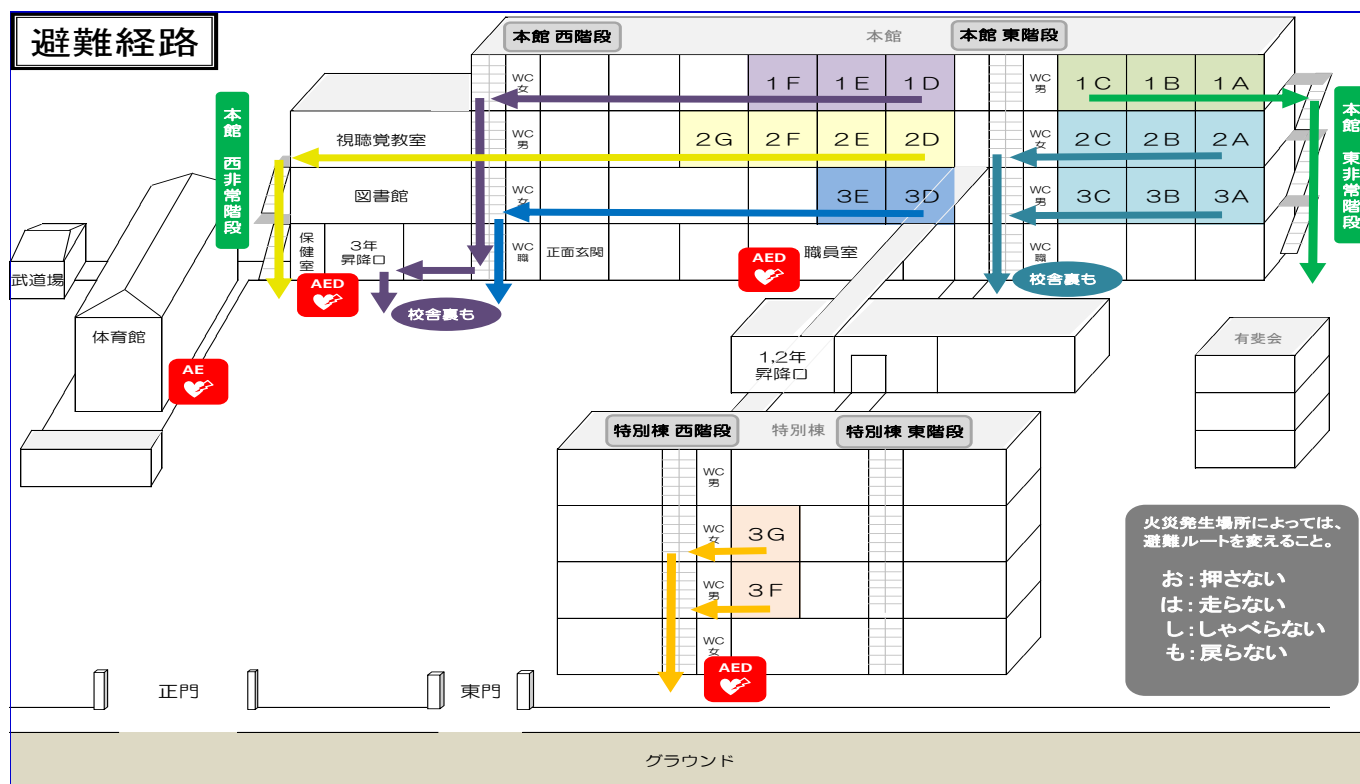
被災状況、待機人数に応じて①～④に割り振る。移動の安全を確保する。担当職員が引率し、点呼する。



### (3) 避難経路図

洪水災害、土砂災害により生徒の学校待機が危険な場合の避難場所について。(指定避難所)

豪雨や地震等により北側斜面(裏山)の土砂崩れの恐れがあり、校舎外に避難する必要がある場合(グラウンドに一時的に避難する)



## D 火災への対応

### (1) 火災発生時の対応 (タイムライン)

#### 火 災 発 生

| 火災現場発見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 非常ベル                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ①大声で「火事だ〇〇で出火」と叫び、近くの非常ベルのボタンを押す。<br>②事務室・職員室に状況を伝える。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ①事務室にて非常ベルの鳴っている場所を確認。<br>②教頭は事務室に急行、全校放送で状況を伝える。 |
| ③非常電話と消火器をもって発火場所に行き、火災の様子を電話で連絡する。<br>④可能なら消火活動を実施する。<br>⑤学校長、教頭が判断し、全校放送で避難を促す。(避難場所、避難時の注意を伝える)<br>⑥連絡を受けた職員は必要に応じて、消防署(119番)に通報する。<br>「火事です。斐太高校です。高山市三福寺町736です。〇〇から出火。生徒は避難中・・・」<br>⑦可能な職員が消火器をもって発火場所に向かい、消火活動を実施する。<br>⑧安全が確保された避難場所で整列指導。生徒の点呼を実施。<br>⑨消防署員の指示に従い、協力して生徒の安全に務める。<br>⑩事態が収束したら、その後の対応を協議する。<br>⑪「すぐーる」にて保護者に状況を伝える。 |                                                   |

## (2) 避難時の注意（職員の対応）

### ① 避難前

- ・ 緊急放送をよく聞き、避難経路を判断する。
- ・ 生徒を落ち着かせる。
- ・ 窓を閉め、カーテンを束ねる。
- ・ 廊下の状況を確認し、指示をする。

### ② 避難中

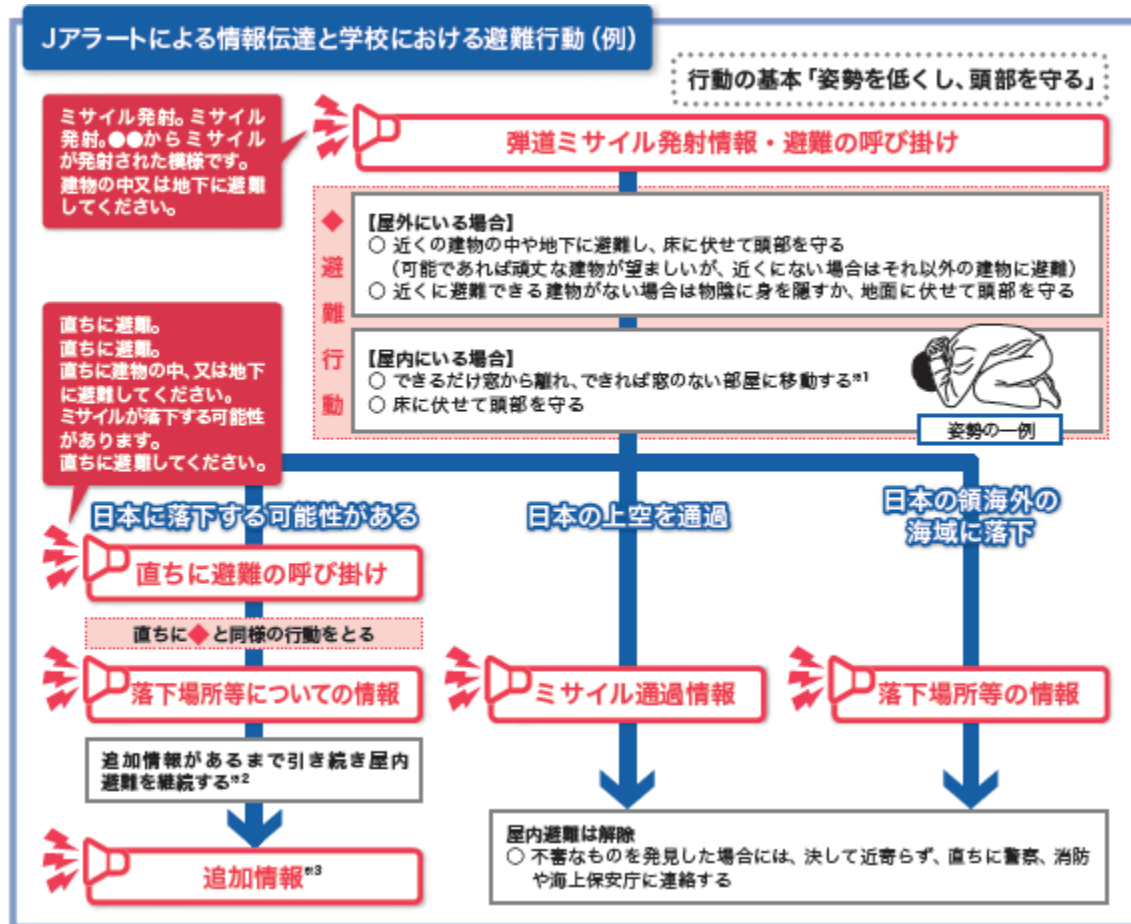
- ・ ハンカチ（無い場合は手）を口に当て、姿勢を低くして、走らず、押さず、しゃべらずを守らせる。
- ・ 階段を降りる時は、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
- ・ 4階から生徒がいなかったことを確認した担当職員（2名）が東西の防火扉を閉める。

## E 弾道ミサイル

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れ、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

### (1) Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。



### (2) 様々な場面における避難行動等の留意点

#### ① 学校にいる場合

生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。

#### ② 生徒が自宅等にいる場合

屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちに避難する。

#### ③ 校外活動

活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく。特に野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保する。事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。生徒に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導する。

#### ④ 登下校中

地震発生時と同様に、入手した情報に基づき自らの判断で行動できるよう、事前指導しておく。

## F 野生動物（熊）の対応

全国的にクマの被害が発生していることを踏まえ、学校及び登下校の安全確保の対応が必要である。

### 熊出没対応マニュアル

#### □ 職員の緊急招集、情報収集と対応協議

##### 【登校前】

- ☐ 警察への連絡、支援要請
- ☐ 保護者への連絡（すぐーる配信）（学校が得た情報を正確に伝達）
- ☐ 登校時の注意事項指示
- ☐ 自家用車等での登校依頼
- ☐ 教職員等による巡回・立哨・出迎え等

##### 【在校時】

- ☐ 生徒の安全確保
- ☐ 全員の所在確認
- ☐ 教室（屋内）への避難及び待機
- ☐ 屋外での活動の制限
- ☐ 職員間での情報共有と対応協議
- ☐ 生徒への連絡 校内での過ごし方の指導
- ☐ 保護者への連絡（すぐーる配信）（学校が得た情報を正確に伝達）

##### 【下校時】

- ☐ 下校手段の検討
- ☐ 通学路の安全確保(職員による巡回・立哨・付き添い等)
- ☐ 警察への支援要請
- ☐ 下校時の注意事項伝達
- ☐ 下校時刻及び下校方法（集団下校、保護者への引き渡し等）の徹底
- ☐ 保護者への連絡（メール配信等）
- ☐ 自家用車等での下校依頼  
保護者等が送迎できない場合、公共交通機関の確認
- ☐ 保護者への連絡（メール配信等）（最新情報の提供、翌日の登校方法等）